

# 公共事業特別会計の財務分析\*

2001年7月

田中宏樹<sup>\*1</sup>

上村敏之<sup>\*2</sup>

鷲見英司<sup>\*3</sup>

---

\* 本稿は、2001年6月にPHP総合研究所が政策提言した『公共事業リセットプラン』の内容の一部を加筆・修正したものである。本稿に収録されている財務分析を行なうにあたっては、千葉商科大学学長の加藤寛先生、大阪大学大学院教授の跡田直澄先生、関西大学教授の林宏昭先生から度重なる貴重なコメントをいただいた。また、財団法人東京財団には、データ使用の便宜を図っていただいた。記して感謝の意を表したい。

<sup>\*1</sup> PHP 総合研究所主任研究員

<sup>\*2</sup> 東洋大学経済学部社会経済システム学科専任講師

<sup>\*3</sup> 東北文化学園大学総合政策学部専任講師

## Abstract

日本の公共投資をめぐる批判の1つとして、それが景気浮揚や中長期的な成長、あるいは国民福祉の向上に結び付いていないのではないかとということが指摘される。公共投資の経済効果の検証を目的する実証研究は数多く行なわれているが、こうした研究の大半が、公共投資の実施を担保している制度的背景に立ち入って、その効果を検証・評価するまでには至っていない。

本稿では、公共投資の経済効果を論じる際、必ずしも十分に省みられることのなかった制度的背景、具体的にはその予算措置の要である「特別会計」に焦点をあて、道路整備、港湾整備、空港整備、治水、国有林野事業、国営土地改良事業の6つの特別会計毎に作成した1985～98年度までの財務諸表をもとに、各々の公共投資の資産価値や事業としての効率性を検証・評価することで、財務面から見た公共投資の効果を明らかにする。

財務評価の結果、いずれの公共投資も1990年代に入り、財務の健全性が損なわれ続けしており、また、一般会計への依存度も同じく1990年代に入り、おおむね上昇していることが確認された。さらに、事業活動の効率性という視点から見た場合でも、近年、そのパフォーマンスが低下していることが判明した。この結果、特別会計制度のもとで進められる現在の公共投資は、財務の「健全性」を損ない、事業活動としての「効率性」を保持し得ないものとなっていると判断される。

- 目次 -

1 . はじめに	3
2 . 公共事業特別会計の実態および問題点	4
2 - 1 . 公共事業の肥大化と特別会計制度の関連性	6
2 - 2 . 公共事業特別会計の財務報告の現状と問題点	9
3 . 公共事業特別会計の財務評価	10
3 - 1 . 公共事業特別会計の財務評価の視点と評価指標	11
3 - 2 . 財務指標にもとづく個別公共事業特別会計の財務評価	13
4 . 公共事業特別会計の財務評価の総括	24
4 - 1 . 財務指標にもとづく公共事業特別会計の財務評価	24
4 - 2 . 政策的含意	29
5 . おわりに	30
補論 . 特別会計財務諸表の構築方法	33
付属資料	43
参考文献	47
参考資料	49
付表 公共事業特別会計の財務諸表	51

## 1. はじめに

ここ数年、日本の公共投資のあり方は、都市と農村での受益と負担の乖離、政策決定プロセスの不透明性、執行プロセスでの「馴れ合い」構造の常態化、さらには経済効果の低下など、さまざまな側面から批判されている。なかでも、国・地方ともに財政危機が本格化する一方で、経済効果の見込めない公共投資を延々と続けることに対する世論の反発は極めて強く、「公共投資不要論」まで飛び出し始めている。

1992年以降、10度にわたる経済対策が発動され、100兆円を超える追加的な公共投資が実施されてきたにも関わらず、日本経済は未だに力強い回復軌道への復帰が果たせないでいる。このことを踏まえれば、全ての公共投資を否定しないまでも、経済の潜在成長力の上昇に結び付かない、単なる需要追加策としての公共投資を漫然と続けることの是非について、より踏み込んだ議論が行なわれるべきである。そのためには、まずこれまでの公共投資政策の効果を、客観的かつ多面的に検証・評価していく作業が必要といえる。

日本の公共投資の経済効果をテーマとする実証研究は、これまで主として生産力や効用に及ぼすインパクトを、計量的手法を用いて計測・分析するという方向から、蓄積が進んできた。前者の効果に着目するものとしては、岩本(1990)、三井・井上(1992)、浅子・坂本(1993)らが、後者の効果に着目するものとしては、赤木(1996)、田中(1999)、三井(2000)らがあるが、これらの研究では公共投資の実施を担保している制度的背景に立ち入って、その効果を検証・評価するまでには至っていない。

本稿では、公共投資の経済効果を論じる際、必ずしも十分に省みられることのなかった制度的背景、具体的にはその予算措置の要である「特別会計」に焦点をあて、特別会計毎に作成した財務諸表をもとに公共投資が形成する社会資本の資産価値や事業としての効率性を検証・評価することで、財務面から見た公共投資の効果を明らかにする。

政府の活動に対する財務評価の一貫として、赤井・鷲見・吉田(2001)では、道路をはじめ5つの特別会計の財務分析を行なっているが、公共事業に焦点を合わせた分析というわけではなく、分析期間も1995年～1996年度の2年間に限定され、公共事業の財務評価としては、不十分なものとなっていた。

そこで本稿では、公表されている特別会計の決算データをもとに、1985年度～1998年度までの14年分の財務諸表を、道路整備、港湾整備、空港整備、治水、国有林野事業、国営土地改良の6つの特別会計について独自に推計し、それをもとに健全性、一般会計へ

の依存度、効率性の3つの側面から個別事業毎の財務評価を試みる。

財務評価の結果、いずれの公共事業も1990年代に入り、財務の健全性が損なわれ続けており、また、一般会計への依存度も、同じく1990年代に入り道路整備、空港整備、国有林野事業において上昇していることが確認された。さらに、事業活動の効率性という視点から見た場合、他の事業と比べると比較的財務状況が良好であった道路整備と空港整備についても、近年、そのパフォーマンスが低下していることが判明した。

本稿の構成は、以下のとおりである。第2節では、公共事業と特別会計との関連性について述べるとともに、現状の特別会計の財務報告が有する問題点を中心に、特別会計の存在が公共事業の肥大化をもたらし得る可能性について指摘する。

第3節では、本稿において、財務評価を行なう際の視点と評価指標を提示し、それを用いて、個別の公共事業特別会計の財務評価を行なう。

第4節では、第3節で行なった財務評価を総括し、そこから導かれる政策的含意について述べる。

最後に、本稿の締めくくりとして、一連の分析結果を要約するとともに、分析に残された問題点について指摘する。

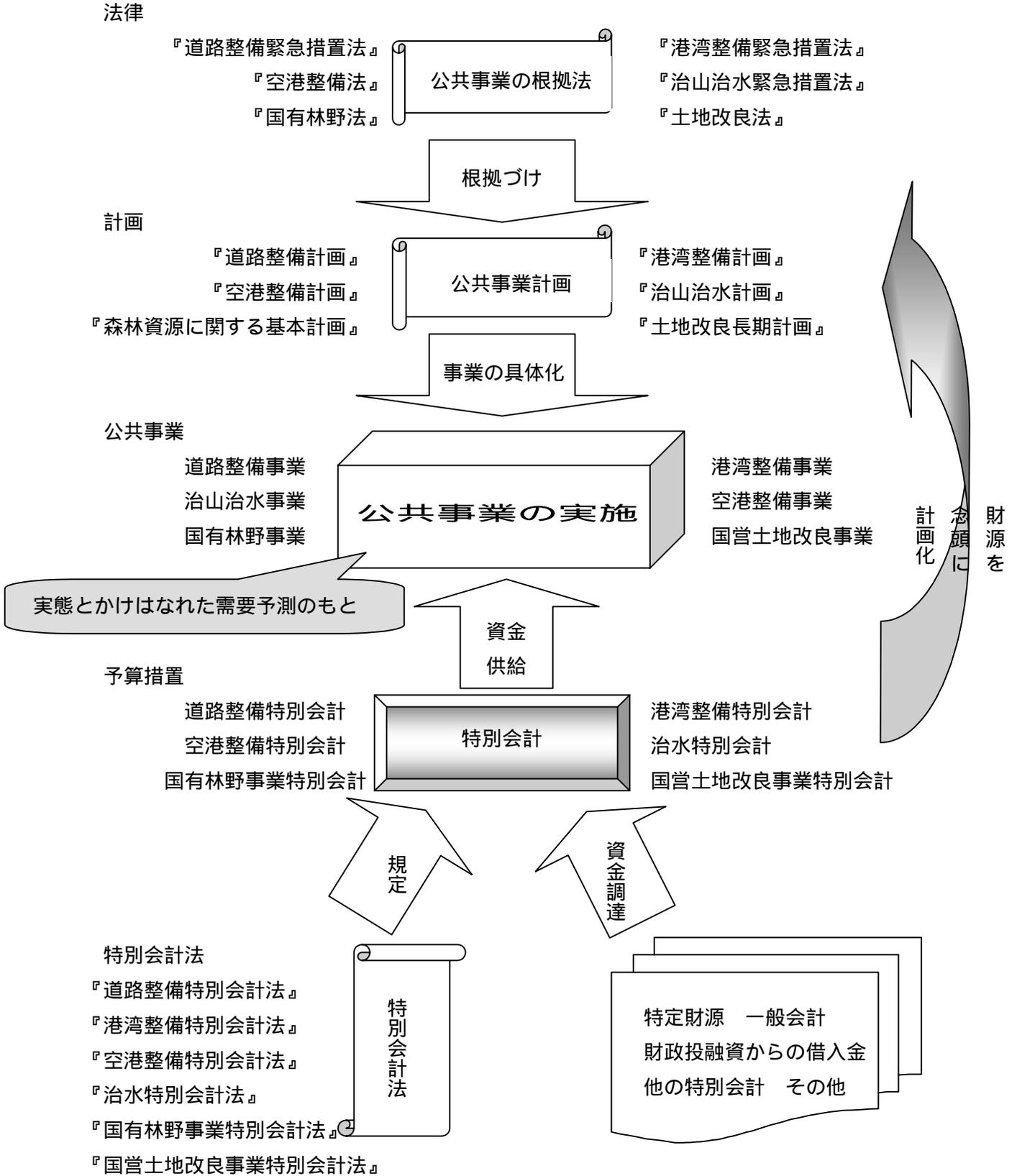
## 2. 公共事業特別会計の実態および問題点

通常、公共事業の実施は、法律、計画、予算措置の三つが一体となって行なわれている。すなわち、根拠法と呼ばれる法律によって事業目的を規定し、その事業目的を「五（七）箇年計画」と呼ばれる長期計画のなかで具体的な整備目標へと転換し、そこで決まった整備水準を実現するために、必要な予算措置が講じられるという流れになっている。

このことから、公共事業が適切に行われてきたかを評価するためには、事業の根拠法や五（七）箇年計画に着目する、予算措置という資金の流れに着目する、のいずれかもしくは両方に着目する必要がある。

そこで、本稿ではに着目し、法律および計画を根拠に実施されてきた公共事業が、どのような財務的帰結をもたらしているかを、個別事業毎に推計した財務諸表をもとに評価・検証していく。本節では、そうした財務評価を行なう前段階として、特別会計を取り上げ、それと公共事業との関連性について述べる。ここで、一般会計ではなく特別会計に着目するのは、一般会計と特別会計とを合算した公共事業予算額の6割強が特別会計にお

図 2 - 1 公共事業と公共事業特別会計の関係



いて消化されており<sup>1</sup>、特別会計が公共事業に対する予算措置の要ともいえるべき存在になっているからである。

以下、まず2 - 1において、公共事業の財政的裏付けである特別会計について、制度創設の趣旨ならびに公共事業の肥大化の温床になっている可能性について指摘する。続く2 - 2では、公共事業特別会計の財務報告の現状と問題点について整理する。

## 2 - 1 . 公共事業の肥大化と特別会計制度の関連性

特別会計とは、一般会計と並んで国の予算制度の根幹を担う制度であり、一般的な行政経費の出納のためではなく、特定の事業を特定の支出で賄うために、一般会計から分離経理されている会計をいう。

その規模は、1998年度決算額で、歳入が306兆4,169億円、歳出が272兆5,790億円であり、同年度の一般会計決算額に比べて歳入で約3.4倍（一般会計歳入；89兆7,826億円）歳出で3.2倍（一般会計歳出；84兆3,917億円）に上る巨大な規模を有している。これだけの規模を持っているにも関わらず、特別会計に対する国民の関心は、一般会計ほどには高くない。それは、特別会計が実際には38特別会計72勘定に分離経理されているため、その実態が包括的・統一的に把握しにくいことに起因するものと考えられる。

特別会計は、それぞれ個別の特別会計法を根拠に設置され、その中で各々の設置目的や会計経理の方法が規定されている。ただし、特別会計を一般会計から分離経理することの根拠は、財政法によって次のように規定されている。

すなわち、特別会計を設置する根拠としてその第13条第2項において、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有しその運用を行う場合その他特定の歳入を以って特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に限って、特別会計の設置を認めている。この趣旨は、独立した会計を設けることにより財政の効率的運営を図ること、及び区分経理により経理を明確化し財務状況を容易に把握することであり、この達成が見込まれる場合に限り、一般会計と分離して特別会計を設ける意義があるとしているのである。

---

<sup>1</sup> 1998年度では、当初予算ベースで、一般会計と特別会計とを合わせた公共事業予算12.2兆円のうち、6公共事業特別会計（道路整備、港湾整備、空港整備、治水、国有林野事業、国営土地改良事業）の歳出総額は7.8兆円である。

先述したように、特別会計は個別法によって、個々別々の政策理由を背景に設置されているため、基本的にはそれぞれ固有の性質を有している。ただし、中には類似した性質を持つものがあり、それをもとに便宜的な分類がなされるケースがある。本節で取り上げる6つの特別会計は、公共事業という国固有の事業を行うために設置されたものであり、一般的に「公共事業特別会計」という名称で呼ばれることが多い。そこで、本稿でもこうした分類を踏襲し、それらを横断的・包括的な評価の対象とみなすことにする。

さて、以上述べてきた趣旨のもと設置されている特別会計は、その会計的な性格上、公共事業の肥大化の温床となりうる可能性を秘めている。その可能性とは、大きく分けて以下の3点である。

第1点は、特別会計毎に使途が限定された独自財源（特定財源）があることで、財源の偏在が生じ、結果的に予算配分を硬直化させる可能性があるということである。多くの公共事業特別会計には、受益者負担の原則を取り入れつつ緊急に整備するために、特定財源の設置が認められている<sup>2</sup>。それらは一旦創設されれば、見直しされることはほとんどなく、公共事業を継続するための財源として使い続けられる。

公共事業を推進する側からすれば、財政当局との交渉を経る必要のない特定財源の存在は、公共事業に対する財源保証として機能するという点において、非常に魅力的なものであるといえる。しかし、それは一方で財源の使途を限定させることにより、財源の偏在と資源配分の歪みを生じさせ、結果的に政策目的が薄れた公共事業の存続・肥大化に手を貸すことにつながっている可能性が高い。公共事業の予算配分比率が硬直的であるとの指摘がしばしばなされるが、その背景には事業毎に財源が独立している特別会計制度の存在があると考えられるのである。

第2は、特別会計の会計経理のルールが個々ばらばらに設定され、発生主義会計にもとづく統一的な経理基準がないため、財務の実態を包括的・横断的に把握することが困難となり、それが意味のない財政支出の発生を助長させている可能性があるということである。公共事業特別会計の中には、それぞれの特別会計法によって、独自に借入を行うことが認められている特別会計がある反面（道路整備、空港整備、治水、国有林野事業及び国営土地改良事業）、それが認められていない特別会計もある（港湾整備）。借入金が認められている公共事業特別会計の間でも、借入金の根拠規定や限度額については統一した基準はな

---

<sup>2</sup> 道路整備特別会計における揮発油税や石油ガス税、空港整備特別会計における航空機燃料税や空港使用

く、特別会計予算総則において個々に規定されており、会計経理の仕方が統一されていない。

また、財務諸表体系についても、後述するように企業会計に準じて貸借対照表、損益計算書が作成・公表されているのは国有林野事業特別会計のみで、残りの公共事業特別会計では、キャッシュ・フローを示す「歳入歳出決定計算書」が作成・公表されているのみである。資本形成を主たる業務とする公共事業特別会計において、発生主義にもとづいた財務諸表が作成されていないというのは、正確な財務情報を把握する上で大きなネックとなる。会計経理の不統一性や発生主義会計への移行の遅れが、公共事業特別会計の財務状況の把握を困難にし、結果として公共事業の肥大化に対する財務的なチェック機能を甘くしている可能性があると考えられる。

第3に、特別会計に対する国会及び財政当局による予算統制が形骸化していることにより、政官業の強固な既得権構造にメスが入らず、意味のない公共事業がいつまでも継続されている可能性があるということである。財務省（旧大蔵省）は、国のすべての予算編成を司る省庁と一般的には受け止められているが、実際にその権限が及ぶのは一般会計予算であり、特別会計予算の実質的な編成権は各所管省庁が握っている。加えて、国会において行われる予算審議においても、一般会計予算を中心に議論が進められ、特別会計予算が議論の俎上に上ることはめったになく、国会による予算統制もほとんど機能していないのが実情である。

こうした状況のもとでは、予算規模の拡大という点で利害をともにする族議員と官僚及び業者とが結託し、各公共事業を自由にコントロールする状況が生まれやすい。すなわち、公共事業特別会計が既得権の温床となり、予算の「聖域化」が進行してきたと考えられるのである。これが、意味のない公共事業の存続・拡大に手を貸している可能性は極めて高い。

以上、特別会計を設置する趣旨について述べるとともに、制度の存在が公共事業の肥大化をもたらしている可能性について指摘してきた。続く2 - 2では、肥大化の温床になりうるとした3つの背景のうち、特別会計の財務管理の問題点を取り上げ、その内容をもう少し詳しく見ていくことにしよう。

---

料、港湾整備特別会計や治水特別会計における工事費負担金収入がこれに相当する。

## 2 - 2 . 公共事業特別会計の財務報告の現状と問題点

2 - 1でも述べたように、特別会計を設置する趣旨は、大きく2つあると考えられる。第1に、独立して経理することによって、財政の効率的運営を図るということである。第2に、区分経理によって、経理を明確化し、財務状況を容易に把握するということである。

こうした趣旨を生かすために、特別会計の財務報告は、財務状況を包括的に把握し、かつ個々の特別会計を通じて行われた活動の費用（コスト）及び収入（財務的業績）を明確にするためのものでなければならない。

しかし、現状の特別会計の財務報告体系は、こうした目的に必ずしも適うものとはなっていない。そのことを、以下、公共事業特別会計の財務報告を例にとりつつ説明していくことにしよう。

表2 - 1は、6公共事業特別会計に関する財務報告の形態を、一覧表にしたものである。これによると、国有林野事業特別会計以外の会計では、「歳入歳出決定計算書」(CF)により、会計期間における実際の現金授受の事実を把握することはできるものの、企業会計でいう「損益計算書」(P/L)に相当するものがないため、減価償却費や退職給与引当金繰入といった「費用未支出金」がどのくらいあるのかを知ることができない。歳入と歳出との差である「キャッシュ・フロー収支」は、予算の執行に対する合規性の判断は行えても、事業活動の真の成果を評価することはできない<sup>3</sup>。

また、「歳入歳出決定計算書」では、経常費用と資本費用とが区分されておらず、1つの事業費項目の中に混在しているため、現金主義会計ベースにおける特別会計相互の財務状況の横断的な比較を容易には行えなくしている。

さらに、財務状況を把握する上で、もう1つの要となる「貸借対照表」(B/S)がない、もしくは不備な点があるため、「債務に関する計算書」を通じて、負債状況を部分的に把握することはできても、全体としての債務額を容易には把握できず、それに対応した資産額が一体いくらあるのかも不明となっている。すなわち、特別会計のストック情報に関する「一覧性」が確保されておらず、フロー情報とストック情報とがリンクしていないため、特別会計の財務状況を包括的に把握することができない。

---

<sup>3</sup> 例えば、減価償却費や退職給与引当金繰入等の事業に附帯する費用（コスト）を繰り延べて、見かけ上のキャッシュ・フロー収支を良く見せる会計操作が可能であること、収入と費用（コスト）との対応関係が不明であることにより、事業の成果を明らかにすることは困難である。

現状の公共事業特別会計における財務報告体系は、財政の効率的運営と財務状況の容易な把握という特別会計本来の趣旨を生かすには役不足である。「歳入歳出決定計算書」の経常費用と資本費用とを峻別することとともに、損益計算書と貸借対照表を加えた新たな財務報告体系を構築する必要があるといえる。

表 2 - 1 6 公共事業特別会計の財務報告体系

特会名	貸借対照表	損益計算書	歳入歳出決定計算書	債務に関する計算書
道路整備	×	×		
港湾整備	×	×		
空港整備	×	×		
治水	×	×		
国有林野事業 [ 国有林野事業勘定 ]				
国営土地改良事業	×	×		

そこで、本稿では公表されている国の決算データをもとに、国有林野事業以外の5つの公共事業特別会計については、貸借対照表と損益計算書を含む新たな財務諸表を作成し、また、国有林野事業については公表されている貸借対照表と損益計算書を改良することで、1986年度～1998年度までの6公共事業特別会計の財務状況を検証・評価する<sup>4</sup>。

### 3 . 公共事業特別会計の財務評価

第2節では、特別会計の存在が公共事業の肥大化をもたらしうる可能性について指摘するとともに、現状の公共事業特別会計の財務報告にいかなる問題があるのかを検討してきた。本節では、特別会計制度のもとで、公共事業の肥大化、無尽蔵な拡大が発生しているかどうかを確認するために、新たに作成した公共事業特別会計の財務諸表をもとに、検証・評価していく。

以下、まず3 - 1において、公共事業特別会計の財務評価を行なう上での視点ならびに実際の評価に用いる指標について説明する。3 - 2では、個別事業毎に財務評価を行なっていく。

<sup>4</sup> 具体的な財務諸表の作成方法については補論を参照。

### 3 - 1 . 公共事業特別会計の財務評価の視点と評価指標

公共事業特別会計の財務評価を行う場合、重要と思われる視点が大きく2つある。

第1の視点は、「財務状況が適正な水準であるか」ということである。公共事業特別会計は、建設国債や税金を財源として資産形成を行っているが、その水準及び中身は、現在から将来にかけての「サービス提供能力」を示していると考えられる。仮に財務状況が悪化の一途を辿れば、新規投資や維持修繕のための費用を賄うことが困難となり、必要とされる「サービス提供能力」を維持することができなくなる可能性がある。したがって、財務状況が適正であるかどうかを財務分析によって判断することは、政府が「サービス提供能力」を十分保持しうる状況にあるかどうかを知ることにつながると考えられるのである。

財務評価の第2の視点は、「効率的な財政運営が達成されているか」ということである。政府のストック形成が効率的に行われていなければ、現時点で政府の「サービス提供能力」が確保されている場合でも、資産価値に乏しいインフラ資産が現在世代や将来世代への負担によって作られていることになる。資産価値に乏しいインフラ資産をいくら形成しても、将来的なサービス提供能力は高まらず、資源配分上のロスを生み出すだけに終わってしまう。したがって、意味のある公共事業がなされているかどうかを見極める1つの視点として、財務分析から政府活動の効率性を検証・評価することが重要と考えられるのである。

では、先述した2つの視点をもとに財務分析を具体的に行うためには、どのような指標を用いるべきであろうか。これには、いくつかの選択肢がありうるが、我々は本稿において、公共事業特別会計に対する財務評価の指標として、以下の3つを用いている。

まず、財務状況が適正か否かをみる指標として、貸借対照表の正味財産（資産 - 負債）に対する純資産（正味財産から一般会計からの受入累計額を除いた額）の比率 - 「純資産・正味財産比率」 - を用いている。これは、政府が生み出す公的資本（インフラ資産、行政財産等）が、各特別会計自身の負担で賄えている程度を示すものと解釈され、ストック面における特別会計の財務的な「健全度」を測るための指標であると考えられる。仮に、「純資産・正味財産比率」が低下しつづけ、マイナスとなっていれば、その特別会計の財務状況は健全ではないと判断されるのである。

財務状況の適否を判断するためには、こうしたストック面での指標に加え、単年度ベースのキャッシュ・フローの状況を表す指標が必要である。というのは、ストック面での「健全度」は保持されていても、フロー面で他会計からの受入に依存した状況に陥っている場

合、財務状況が適正とはいいい難いからである。そこで、本稿では特別会計の一般会計に対する財務的な「依存度」を測る指標として、キャッシュ・フロー計算書の歳入額に対する一般会計からの受入額（目的税分を除く）の比率 - 「一般会計受入比率」 - を用いている。この比率が高まっていけば、その特別会計は一般会計への財務的な依存度を高めていると判断されることになる。

表 3 - 1 財務指標とその解釈

指標名	純資産・正味財産比率	一般会計受入比率	インフラ資産収入比率
データの出所	貸借対照表	キャッシュ・フロー計算書	貸借対照表及び損益計算書
指標の定義	純資産 / 正味財産	一般会計受入 / 歳入	収入 / インフラ資産
指標の意味	財務の健全度	財務の一般会計依存度	活動の効率性
指標の解釈	(+) : 依存財源なくとも特会の運営が可能 (-) : 依存財源なくして特会の運営は不可 上昇傾向 : 財務が良化 低下傾向 : 財務が悪化	高い : 依存度が高い 低い : 依存度が低い 上昇傾向 : 依存度が上昇 低下傾向 : 依存度が低下	高い : 効率性が高い 低い : 効率性が低い 上昇傾向 : 効率性が上昇 低下傾向 : 効率性が低下

一般会計受入からは、目的税分は除かれる

一方、効率的な財政運営の程度をみる指標として本稿で用いる指標は、インフラ資産額に対する損益計算書上の収入額の比率 - 「インフラ資産収入比率」 - である。これは、政府活動の所産として生み出されたインフラ資産が、どの程度収入（財務的業績）に結びついているかを示すものである。例えば、インフラ資産の形成にともない、特別会計独自の収入である目的税収入（揮発油税や航空機燃料税等）が順調に伸びていかなければ、「インフラ資産収入比率」はインフラ資産を形成すればするほど低下していくと考えられる。これに歯止めをかけるためには、収入に結びつくような投資を選別して実施していくことが必要であることから<sup>5</sup>、それが特別会計を通じて行われる政府活動の効率性を測る1つの指標であると解釈できるのである。

<sup>5</sup> 例えば、揮発油税や航空機燃料税等は、税収がインフラ資産の利用にリンクしている面があるため、税収がさほど伸びていない中「インフラ資産収入比率」が低下していれば、経済規模からみたインフラへの需要が飽和状態に差し掛かり、資産価値の低いインフラ資産の形成が進んでいると解釈することができる。

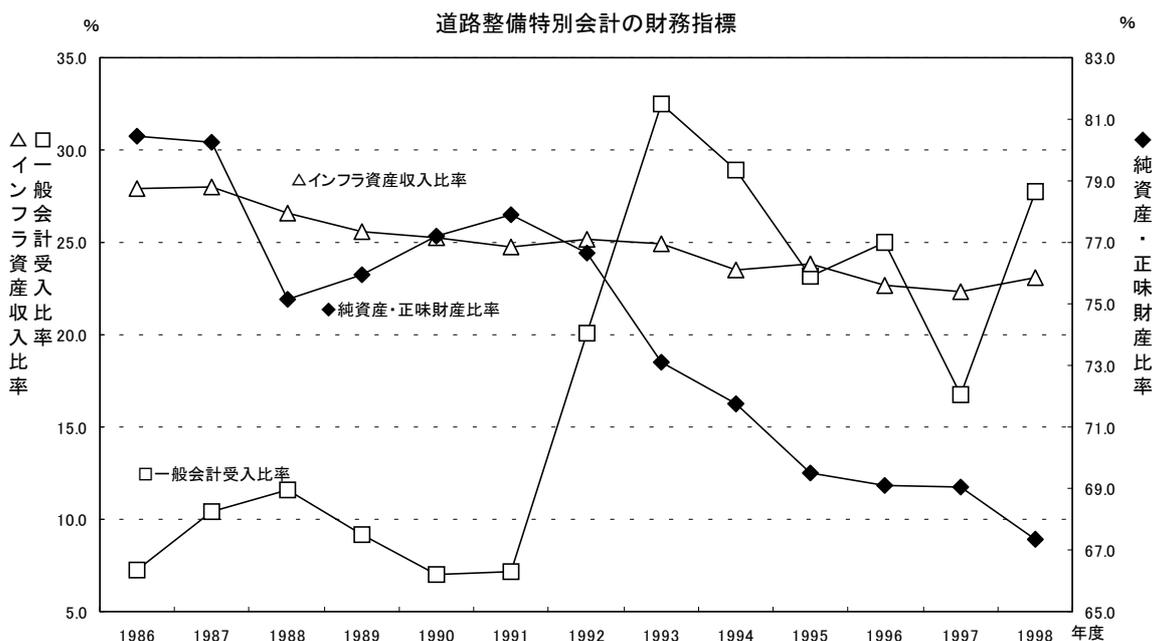
### 3 - 2 . 財務指標にもとづく個別公共事業特別会計の財務評価

以上、公共事業特別会計の財務評価を行う上で、重要と考えられる視点及び具体的な評価指標について述べてきた。これを踏まえ、以下では先述した3つの指標から、各公共事業特別会計の財務評価を試みることにする。

#### 3 - 2 - 1 . 道路整備特別会計

道路整備特別会計の財務指標の推移で特徴的な点は、大きく3つある。第1に、純資産・正味財産比率が低下傾向にあり、特に1992年度より一貫して減少しているということである。第2に、一般会計受入比率は1992年度及び1993年度に急上昇した後低下に転じ、1998年度に再び上昇しているということである。そして第3に、1986年度以降、インフラ資産収入比率が低下傾向にあるということである。

まず、純資産・正味財産比率がプラスとなっていることから、道路整備特別会計は一般会計に依存しなくても運営が成り立つ健全な状況にあると判断される。ただし、その比率が低下傾向にあることから、ストック面からみた財務状況は徐々に悪化してきていると考えられる。また、一般会計受入比率が上昇していることから、一般会計への依存度が高ま



っており、フロー面からも財務状況が適正とはいえない状況に陥り始めていると判断される。

純資産・正味財産比率の低下傾向、あるいは一般会計受入比率の上昇傾向が顕著になった1992年度及び1993年度は、第10次道路整備五箇年計画が終了(1992年)し、第11次五箇年計画が開始(1993年)され、重点施策として地方道路の整備促進が掲げられはじめた時期にあたる。また、1993年には、道路整備事業の根拠法である『道路整備緊急措置法』が改正され、地方道路への国の補助率が引き上げられている。こうした計画面と財政面における地方道路重視の姿勢は、財務諸表上でも地方補助の増加(1991年度1.4兆円、1992年度1.9兆円、1993年度2.8兆円、付表各公共事業特別会計の財務諸表(1985年度～1998年度)参照)として垣間見ることができる。すなわち、1990年代前半における2つの財務指標の変動は、道路事業において地方道路の整備が重視されはじめたことと軌を一にしていると考えられるのである。

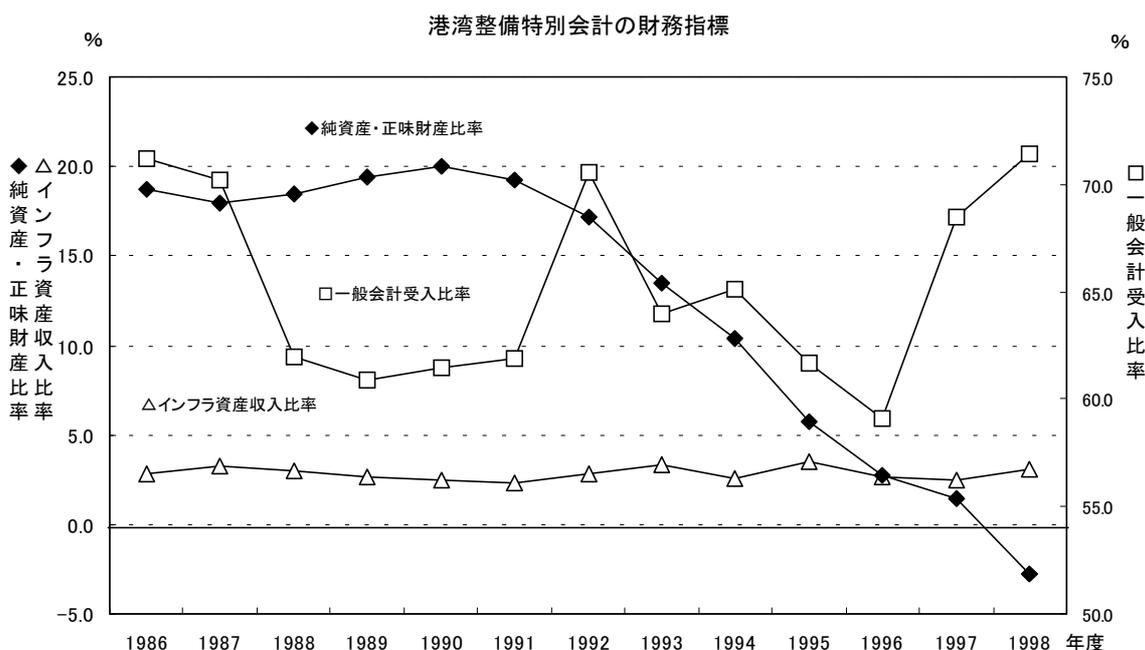
一方、インフラ資産収入比率は、分析対象期間を通じて概ね低下傾向にある。これは、インフラ資産の増加が収入の主要な構成要素である道路特定財源(揮発油税、石油ガス税等)の増加に思うように結びついていないことを示していると考えられる。『道路整備緊急措置法』で謳われるような「交通需要の増大」に、現実のインフラ整備が追いついていないならば、インフラ資産収入比率が継続的に低下していく可能性は低いと考えられる。したがって、インフラ資産収入比率の低下は、経済規模に見合う交通需要が飽和状態に差し掛かっており、効率性の見地から意味のない道路事業が行われていることを示していると解釈できる。

### 3 - 2 - 2 . 港湾整備特別会計

港湾整備特別会計の財務指標の推移を見ていこう。まず、最も特徴的なのは、1990年代以降、純資産・正味財産比率が一貫して低下しており、1998年度にそれまでのプラスからマイナスに転じているということである。これは、1990年代以降、ストック面から見て、港湾整備特別会計の財務の健全性が損なわれていき、近年、一般会計に依存しなければその運営が成り立たなくなるところまで悪化していることを示している。

また、一般会計受入比率は、1986年度の71.2%から1989年度に一旦60.9%にまで低下、1992年度に再び70.5%にまで上昇したのち低下傾向にあったが、1996年度以降、再度増

加傾向にある。一般会計受入比率が増減していることから、一時的にはともかく継続的な財務状況の悪化を指摘することはできないものの、一般会計受入比率の水準が6～7割と高く、一般会計への依存度が高い特別会計であることがわかる。



ここ数年、純資産・正味財産比率がマイナスに転じ、かつ一般会計受入比率が7割台に戻っていることから、ストック、フロー両面にわたって、財務状況が悪化しはじめていると考えられる。一般会計受入比率が上昇し始める前年の1996年度は、港湾整備事業の根拠法である『港湾整備緊急措置法』が改正され、第9次港湾整備七箇年計画がスタートした年にあたる。

1996年の改正では、新たな港湾整備事業の対象として、「良好な港湾環境の形成」がつけくわえられている。こうした改正内容は、1996年にスタートした第9次七箇年計画の中に盛り込まれた「活力とやさしさに満ちた地域づくりの推進」という整備目標に投影されていると考えられる<sup>6</sup>。2つの財務指標の動きを、こうした港湾整備事業の領域拡大に直ちには結びつけられないとしても、それが少なからず影響を与えているものと推測される。

一方、インフラ資産収入比率は、3%内外で推移しており、低位で安定している。港湾

<sup>6</sup> この目標に対応する具体的事業として、廃棄物海面処理場や汚泥しゅうせつ等による水質、底質の改善

整備事業特別会計の場合、収入の構成要素が工事額にリンクした負担金であるため、特定財源を有する特別会計のように、比率の高低や傾向を以って直ちに事業の効率性を議論することはできないといえる。

港湾管理者や受益者に対する負担金は、工事内容別に設定されている機械的な国の補助額<sup>7</sup>の残差として概ね決まってくることから、港湾管理者や受益者は、事業自体の意義が薄い場合でも、負担金の拠出を通じて、国の施策に付き合わされてしまう可能性がある。したがって、インフラ資産収入比率が安定的に推移していることは、事業自体の効率性が変動していないことを必ずしも保証するものではないと考えられる。

### 3 - 2 - 3 . 空港整備特別会計

空港整備特別会計の財務指標の推移を見ていこう。まず、純資産・正味財産比率はプラスであり（1998年度末で61%）、かつほぼ安定的に推移している。このことから、空港整備特別会計は、一般会計に依存しなくても運営が可能であり、ストック面から見て、財務状況は健全であると判断される。

一般会計受入比率は、1991年度を境に低下傾向から増加傾向に変化、その後1995年に低下した後、ここ数年急激に増加している。これは、第5次空港整備五箇年計画（計画期間1986年度～1990年度）までで国内空港ネットワークが完成したことを受けて、第6次計画以降（1991年度～）より、関西国際空港をはじめとする大都市空港の整備に重点が置かれたこと、及び地方空港の機能拡張のため地方補助が増えたことが原因であると考えられる。

まず、1992年度の一般会計受入比率の増加については、1996年に開港となった関西国際空港に対する整備促進のため、出資金が2倍程度に膨らんだ（1991年度：270億円 1992年度；518億円）ことによって、歳入に占める一般会計繰入が増加したことが作用したものと考えられる。

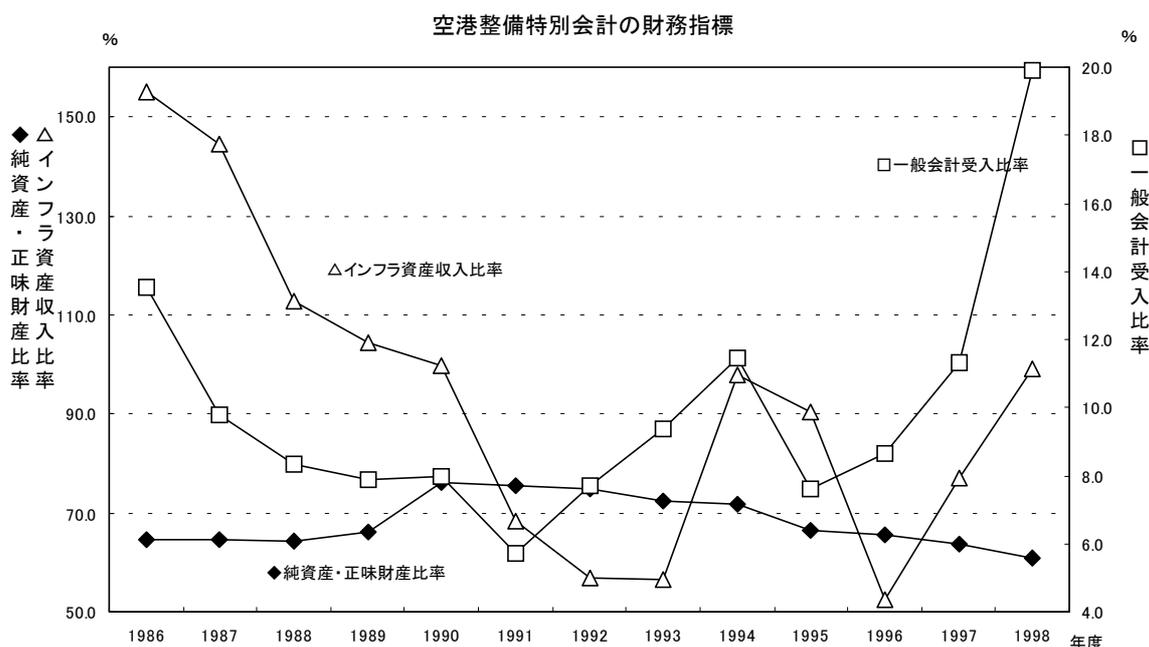
一方、1996年度からの一般会計受入比率の増加は、次のような要因が作用したものと推測される。財務諸表から伺えるように、1995年度以降は地方補助の低下に呼応して、キャ

---

等が行われ始めた。

<sup>7</sup> 港湾法では、例えば、重要港湾における水域・外郭施設の整備について、直轄工事については5.5/10（第52条第1項第4号にもとづく直轄工事を除く）を、補助事業については5/10を、国が補助するも

ッシュ・フローの歳出総額、借入金及び歳入総額が低下傾向に向かっている。これは、第6次空港整備五箇年計画の最終年度である1995年度までに地方空港の機能拡張が一段落し、借入金を通じた地方空港への資金供給の必要度が低下したことを物語っていると解釈される。こうした状況にも関わらず、一般会計受入額は1996年度以降も増加したのは、第7次空港整備七箇年計画がはじまったためと考えられる。



近年、一般会計受入比率が上昇し（1998年度で19.9%）、1986年度のそれ（13.5%）の約1.5倍に膨れ上がっていることから、フロー面から見て、空港整備特別会計の財務的な自立度は急激に低下している。したがって、ストック面での財務状況は、今のところ健全性を保っているものの<sup>8</sup>、フロー面では財務状況が悪化の方向に向かいつつあると判断される。

また、空港整備特別会計の財務指標の推移で、最も特徴的なのはインフラ資産収入比率

のと規定している。

<sup>8</sup> ただし、ストック面において、財務の健全性が保たれている背景には、諸外国に比べて割高な発着料（空港使用料収入の一部）の存在があることを忘れてはならない。国際的な空港間競争に打ち勝つためには、発着料の引き下げが回避（国際的な発着料水準に近づくためには、現状の発着料を国際線で1/3程度、国内線で1/2程度に引き下げることが必要）であることを考慮するならば、空港整備特別会計が今後も現状の健全な財務状況を維持し続けることは困難であると考えられる。

の水準が大幅に低下している点である。1986年度には、155.1%であったものが、10年後の1996年度には52.6%と1/3程度にまで低下している。収入の主たる構成要素は、航空機燃料税及び空港使用料等であり、これらは空港の利用に見合って増加することが予想される特定財源である。この点を踏まえるならば、インフラ資産収入比率の大幅な低下は、インフラ形成が収入の増加にまったくといっていいほど結びついてこなかったことを物語っているといえる。さらにいえば、空港整備特別会計を通じてこの10年間に行われてきた投資は、収入の増加に直結しない非効率なものが大半を占めていたと解釈できるのである。

#### 3 - 2 - 4 . 治水特別会計

治水特別会計の財務指標の推移をもとに、その財務状況を診断していこう。まず、純資産・正味財産比率の推移から見ていく。純資産・正味財産比率は、1991年度を境にそれまでの緩やかな上昇傾向から下降傾向へと向かっている。また、その符号も1994年度を境に、プラスからマイナスに転じている。このことから、治水特別会計の財務状況は時間の経過とともに健全性を損ない、1995年度以降は一般会計に依存しなければ運営が成り立っていかない状況に陥っていると判断される。

財務状況を見るもう1つの指標である一般会計受入比率は、1986年度以降低下していたものの、1992年度に上昇し、近年も7割近くの高水準を維持している。一般会計受入比率が高位で安定していることから、フロー面での財務状況の悪化が進行しているとはいえないものの、もともと一般会計への依存度が高い点を考慮するならば、財務状況は適正な水準にあるとはいえないと考えられる。

純資産・正味財産比率が低下傾向に転じ、一般会計受入比率が上昇した1992年度は、第8次治山治水事業五箇年計画が開始された年にあたる。第8次計画には、1991年の『河川法』の改正で打ち出された「高規格堤防」の整備促進が盛り込まれており、これを境に治水事業の質的な拡大が図られていったと考えられる<sup>9</sup>。

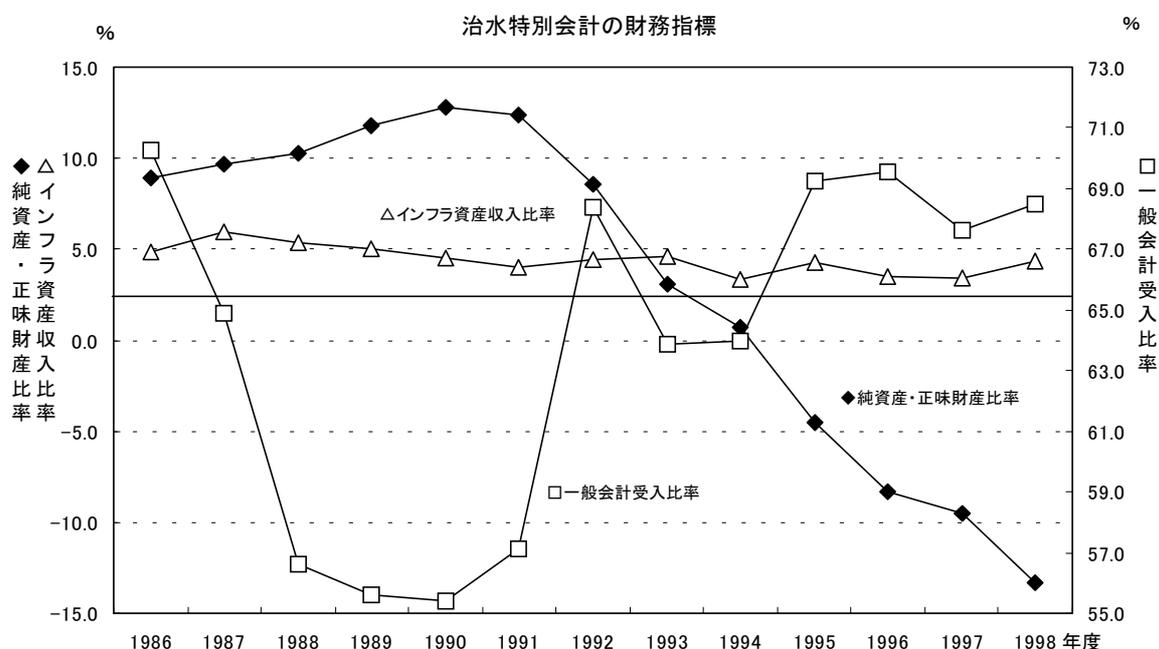
事業領域の拡大、それにもなう事業の肥大化の実態を、財務諸表をもとに検証してみると、資本支出の増加率が、1991年度の2.6%から1992年度には20.6%と10倍になっ

---

<sup>9</sup> 高規格堤防とは、堤防の高さの30倍の幅を持たせる堤防であり、現在は6つの河川で整備されている。

ており、それ以後、複数の年度で10%を超える高い伸びを示している。こうしたことから推測すると、1991年の『河川法』の改正、それを受けた第8次治水事業五箇年計画において「高規格堤防」が治水事業の対象に加えられたことが、2つの財務指標の変動を引き起こした要因の1つであると考えられる。

一方、インフラ資産収入比率は、5%前後と低位な水準ながらも、ほぼ安定的に推移している。この収入は、地方公共団体工事費負担金、電気事業者工事費負担金、及び附帯工事費負担金で構成され、いずれも工事額にリンクしてほぼ機械的に決まってくるものであることから、その高低や傾向を以って直ちに事業の効率性を議論することはできない。



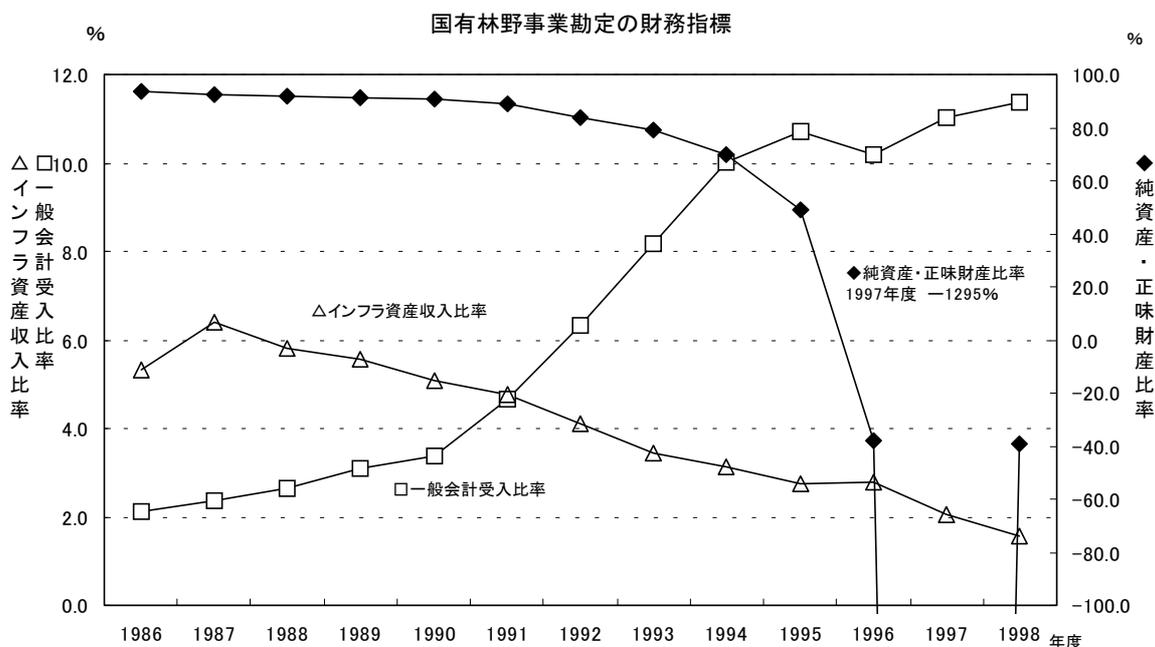
したがって、インフラ資産収入比率が低位で安定的に推移していることは、治水事業自体の効率性に変動がないことを必ずしも保証するものとはいえず、負担金の負担者たる地方自治体や電気事業者に、事業自体の意義があるかどうかに関わらず、国の施策への追従を強いている可能性があると考えられる。

### 3 - 2 - 5 . 国有林野事業特別会計 (国有林野事業勘定)

国有林野事業特別会計 (国有林野事業勘定) の財務指標の推移を見ていこう。まず、ス

トック面での財務の健全性を示す純資産・正味財産比率は、フロー面での財務状況を反映し、一貫して悪化傾向にあり、1996年度以降マイナスに転じた。これは、インフラ資産(立木竹)のキャピタル・ロスの拡大<sup>10</sup>にともなって、正味財産の減少が続いたことを反映したものと考えられる。純資産・正味財産比率の動向から判断する限り、国有林野事業は、借入金や一般会計に依存しなければ、運営が成り立たなくなった、すなわちその設立根拠である「独立採算制」を維持しえない財務体質に陥っていると考えられる。

こうした実態を追認すべく、債務超過に陥る寸前(正味財産額 288 億円)の 1998 年に、『国有林野事業特別会計法』が改正され、2.8 兆円程度の債務が一般会計に移管された。これにより、正味財産は 1985 年度末に匹敵する 2.3 兆円強にまで戻り、債務超過転落へ



の危機は回避された。しかし、依然として純資産・正味財産比率はマイナスであり、財務状況の健全性は回復できていない。

フロー面からの財務状況を表わす一般会計受入比率は、1980年代は2~3%と低位で推移したものの、1990年代に入り10%を超える水準にまで上昇している。これは、1990年

<sup>10</sup> インフラ資産のキャピタル・ロスは、1994年度以降、平均で1,400億円程度となっており、特に1997年度から1998年度にかけては、住宅着工戸数(つまり、木材需要)の急激な減少を受けて大幅に増えている。

代に入って（木材需要や立木価格の低下による）林業収入の低下や借入金の増加にともなう償還・利払費の急増<sup>11</sup>によって、一般会計への依存体質を強めたことを反映したものと考えられる<sup>12</sup>。借入金収入は近年では60%程度にまで達しており、フロー面における財務的な自立度は低下の一途を辿っていると判断される。

4次にわたる『国有林野事業の改善に関する計画』にもとづく人件費の圧縮により、経常費用の削減は少なからず進んでいるものの、国有林野事業への投資比率（資本支出/歳出総額）は、10%に満たぬ低い水準で推移しており、本業への投資もままならない自転車操業的な経営状況に陥っている。1998年の特別会計法の改正で、公益林の適切な管理を根拠に、それまでの独立採算制から一般会計からの受入を前提とする運営へと、国有林野事業特別会計の性格が変更されたこと<sup>13</sup>、国有林野事業が存続しうる根拠がさらに希薄になったといえる。

一方、事業の効率性を判断するインフラ資産収入比率は、趨勢的に低下しており、1998年度には1.6%と86年度の1/3程度にまで低下した<sup>14</sup>。独立採算制を前提とする事業として、この値は活動が効率的か否かを論じる以前の、事業継続の意義そのものが問われる水準であると考えられる。

### 3 - 2 - 6 . 国営土地改良事業特別会計

国営土地改良事業の財務指標の推移を見ていこう。純資産・正味財産比率は、一貫してマイナスとなっている。その推移を見てみると、バブル期にかけて上昇するものの、1990年代に入り低下傾向に転じ、1993年度以降その傾向は顕著になってきている。歳入に占め

---

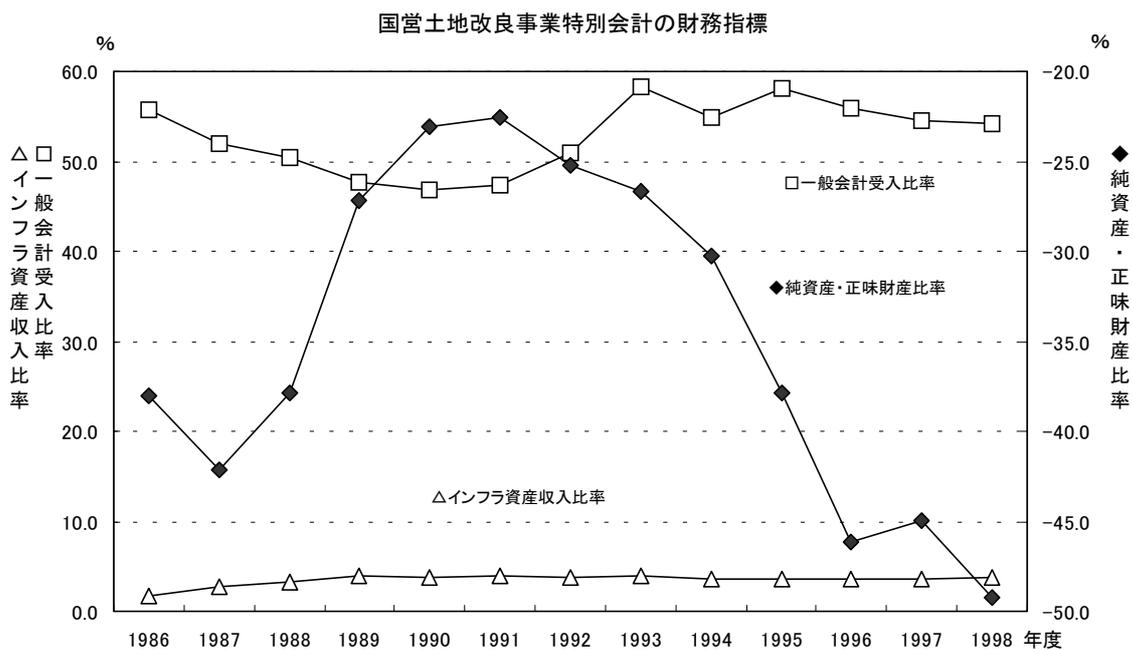
<sup>11</sup> 借入金の増加にともなう償還・利払費は、1985年度には25%であったが、近年では50%台まで上昇した。

<sup>12</sup> 1978年の『国有林野事業改善措置法』にもとづいて、一般会計から財源の受入が行われるようになり、これを契機に国有林野事業勘定の一般会計依存は始まった。1985年度～1990年度は平均して260億円程度であった一般会計受入額（建設公債発行対象）が、1991年度以降は550億円程度と倍増（特に1993年度～1996年度には650億円程度）した。

<sup>13</sup> 1998年の法律改正では、「国有林野事業を国有林を有する公益的機能の維持増進を基本としつつ」企業的に運営するとの条文が盛り込まれ、新たに国有林の公益的機能の発揮が、事業の意義として加えられた。

<sup>14</sup> ただし、インフラ資産として用いている立木価格は、山元立木価格のトレンドで、『特別会計決算参照』（国有林野事業勘定）の貸借対照表に計上されている立木価格を再評価したものであり、それより小さい値となっている。したがって、再評価前の資産額（決算書の貸借対照表でのベース）で算出すれば、インフラ資産収入比率はさらに低下する。

る負担金収入、一般会計受入、借入金の比率は安定傾向にあったにもかかわらず<sup>15</sup>、純資産・正味財産比率が低下したのは、正味財産の増加を一般会計繰入が上回ったためである<sup>16</sup>。結果として、ストック面における国営土地改良事業の財務状況は 1993 年度以降より趨勢的に悪化し、一般会計への依存度を強めていった<sup>17</sup>。



次に、フロー面での財務状況をみていくと、一般会計受入比率は、80 年代後半にかけて低下傾向にあり、その後 1993 年度に上昇している。こうした財務面での動きは、国営土地改良事業のしくみを反映している。国営土地改良事業は、国、都道府県、受益者の負担によってファイナンスされる仕組みになっているが、それは受益者負担分を財政投融资より借り入れる「特別型国営土地改良事業」(以下、特別型)と、受益者負担分を国(一般会

<sup>15</sup> ただし、1986 年度以降の数年間に、負担金収入の増加がみられたのは、1986 年度において、『土地改良法』にもとづく直轄の土地改良事業が、要件に関わらず、すべて特別会計で経理することに変更されたため(特定土地改良事業特別会計から、国営土地改良事業特別会計に名称変更がなされた)、これらの負担金収入が新たに特別会計の収入としてカウントされたことによるとみられる。また、このとき、一般会計受入比率は歳入の 1985 年度の 40%弱から 50%台の水準にまで上昇した。

<sup>16</sup> この原因として、一般会計受入の増加に加えて、減価償却費(除却を含む)や利払費の増加によって正味財産が減少傾向にあったことが影響している。

<sup>17</sup> この背景には、1993 年度の第 4 次土地改良長期計画での整備目標の変更に裏付けられるように、事業の拡張がなされたことが考えられる。さらに、1995 年から(2002 年までの 8 年間に)農業農村整備事業(3.2 兆円)では、第 4 次土地改良長期計画に位置づけられた事業の中から、国際化に対応した事業に限定して、ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策(UR 対策)が実施されている。

計)が事業完了まで負担する「一般型国営土地改良事業」(以下、一般型)に区分される<sup>18</sup>。特別型は、集中的に事業を実施し工期を短縮することで、土地改良事業による土地からの収益を早く回収することを目的として創設され、1986年度から積極的に実施されてきた。しかし、予算上の問題や現実には工期が遅れるなどの影響で負担が増加することになり、さらに特別型では財投金利の負担が受益者負担として加算されるので、近年では農家の負担軽減という点から、一般型が実施されるようになった<sup>19</sup>。したがって、1980年代後半の一般会計受入比率の低下は、特別型の実施にともなう借入金の増加として、1990年代初めの上昇は、一般型の実施による一般会計受入の増加として説明できる。

このように、ストック、フローの財務面からは、国営土地改良事業が国への依存度を高めてきたことが伺える。さらに、近年の国営土地改良事業における受益者負担の軽減への動きは、土地改良事業が農家の十分な農産物収入に結びついていないことを示唆するものと考えられる。

インフラ資産収入比率は、80年代後半にかけてわずかに上昇し、1990年代には安定的に推移している。ここでの収入の要素は、地方自治体と土地改良事業の受益者である農業者に割り当てられた事業費の負担額である<sup>20</sup>。これは、『土地改良法』で規定される負担割合で土地改良事業費に応じて算定されるために、この比率の推移からにわかに事業の効率性を判断することはできない。しかしながら、インフラ資産収入比率が安定していることは、事業の効率性に変動がないことを保証するものではなく、負担金を拠出している農家や地方自治体が、国の施策方針に追従している可能性を示唆するものといえる。

---

<sup>18</sup> 国営土地改良事業の負担は、国負担分と都道府県負担分に区分され、さらに都道府県負担分は、受益者負担分と都道府県が自ら負担する部分(以下、都道府県自己負担分)とに区分される。特別型では、受益者負担分を賄う財政投融资からの借入金は、事業完了後に(財投金利で)受益者によって負担される。一般型では、当面、受益者負担分は国(一般会計)が負担し、事業完了後に(利率5%で)受益者が返済する。一般型では、都道府県自己負担分は財投からの借入金で負担され、翌年度から返済される。また、特別型は、特定土地改良事業特別会計においてなされていた事業であり、一方、一般型は1985年度以前に一般会計において行われてきた事業であり、1986年度から一般型の都道府県(自己)負担分についても借入金導入されるしくみとなった。

<sup>19</sup> 受益者負担分を財投からの借入金で賄う特別型に対して、一般型では、事業完成までの期間は受益者負担分を一般会計が一時的に負担するので、財務上、一般型では一般会計受入の割合が相対的に高い。

<sup>20</sup> ここで収入として定義される「土地改良事業費負担金収入」とは、特別型の事業完了地区に係る負担金(財政投融资借入金の返済となる)一般型の事業完了地区に係る負担金(一般会計への繰入となる)及び、一般型の事業実施地区に係る負担金(都道府県自己負担金)(財政投融资借入金の返済となる)等からなる。

表3 - 2 公共事業特別会計の財務指標の推移

一般会計受入比率	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
道路	7.2	10.4	11.6	9.1	7.0	7.2	20.0	32.5	29.0	23.2	25.0	16.7	27.7
港湾	71.2	70.2	62.0	60.9	61.4	61.9	70.5	64.0	65.1	61.7	59.1	68.5	71.4
空港	13.5	9.8	8.4	7.9	8.0	5.7	7.7	9.4	11.5	7.6	8.7	11.3	19.9
治水	70.3	64.9	56.6	55.6	55.4	57.1	68.4	63.9	64.0	69.2	69.6	67.6	68.5
国有林野	2.1	2.4	2.6	3.1	3.4	4.7	6.3	8.2	10.0	10.7	10.2	11.0	11.4
国営土地改良	55.8	51.9	50.4	47.7	46.8	47.4	51.0	58.2	54.8	58.1	56.0	54.5	54.2
インフラ資産収入比率	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
道路	27.9	28.0	26.6	25.6	25.2	24.7	25.2	25.0	23.5	23.8	22.7	22.4	23.1
港湾	2.9	3.2	3.0	2.7	2.5	2.3	2.8	3.3	2.6	3.5	2.6	2.5	3.1
空港	155.1	144.3	112.6	104.3	99.6	68.3	56.9	56.5	97.8	90.5	52.6	77.0	99.0
治水	4.8	6.0	5.3	5.0	4.5	4.0	4.5	4.6	3.3	4.3	3.5	3.4	4.4
国有林野	5.3	6.4	5.8	5.6	5.1	4.8	4.1	3.5	3.1	2.7	2.8	2.0	1.6
国営土地改良	1.7	2.7	3.3	3.9	3.8	3.9	3.8	4.0	3.5	3.6	3.6	3.6	3.8
純資産・正味財産比率	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
道路	80.5	80.3	75.1	76.0	77.2	77.9	76.7	73.1	71.7	69.5	69.1	69.1	67.3
港湾	18.7	18.0	18.5	19.4	20.0	19.3	17.2	13.5	10.4	5.8	2.7	1.5	-2.7
空港	64.7	64.5	64.3	66.1	76.0	75.4	74.9	72.4	71.7	66.6	65.6	63.7	61.0
治水	8.9	9.7	10.3	11.8	12.8	12.4	8.6	3.1	0.7	-4.5	-8.3	-9.5	-13.3
国有林野	93.4	92.3	92.2	91.4	91.0	89.1	84.0	79.3	69.8	49.1	-38.0	-1294.9	-39.0
国営土地改良	-38.0	-42.1	-37.9	-27.2	-23.1	-22.6	-25.2	-26.7	-30.3	-37.8	-46.2	-45.0	-49.3

#### 4. 公共事業特別会計の財務評価の総括

以上、第3節において、道路整備、港湾整備、空港整備、治水、国有林野事業、国営土地改良事業の6つの公共事業特別会計について、財務諸表をもとに財務評価を行ない、財務状況及び活動の効率性について検証・評価してきた。本節では、まず第3節で行なった個別の公共事業特別会計の財務評価を総括し、そこから導かれる政策的含意について述べる。

##### 4 - 1. 財務指標にもとづく公共事業特別会計の財務評価

以下では、第3節で用いた3つの財務指標毎に、公共事業特別会計の財務状況を横断的に診断していくことにする。

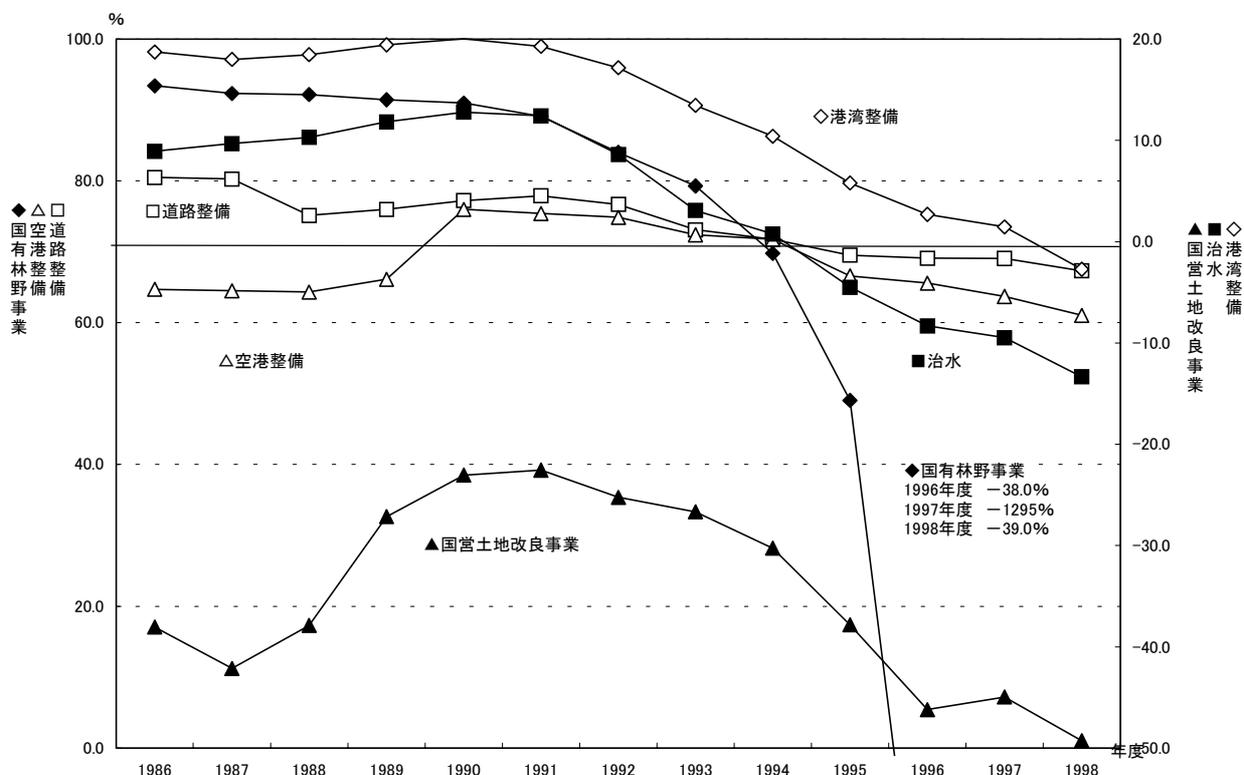
#### 4 - 1 - 1 . ストック面における公共事業特別会計の財務状況

- 純資産・正味財産比率をもとに -

まず、純資産・正味財産比率からはじめることにしよう。図4 - 1 - 1は、6公共事業特別会計の純資産・正味財産比率の推移を見たものである。これによると、純資産・正味財産比率がプラスなのは、道路整備と空港整備のみであり、他の公共事業はすべてマイナスとなっている。すなわち、ストック面において、一般会計に依存せずとも特別会計として運営が成り立つものは道路整備と空港整備のみであり、それ以外の特別会計は一般会計に依存した財務状況にあることがわかる。

また、純資産・正味財産比率の推移を見てみると、その値は事業毎に異なるものの、おしなべて1990年代以降、低下傾向にある。このことから、事業毎に程度の差はあるものの、すべての公共事業特別会計において、1990年代以降、財務の健全性は損なわれ続けていると考えられる。

図4 - 1 - 1 公共事業特別会計の純資産・正味財産比率の推移



国有林野事業において、一般会計への債務移管が実施された前年度（1997年度）の純資産・正味財産比率が - 1295%であり、さらにその前年度である1996年度には、純資産・正味財産比率が - 38.0%にまで悪化していた。こうした点を踏まえるならば、比較的それに近い値をとる国営土地改良事業も、一般会計への債務移管など抜本的な対策をとらない限り、特別会計として存続することが困難な財務状況に陥っていると考えられる。純資産・正味財産比率がプラスである事業も含めて、ストック面において、すべての公共事業特別会計の財務状況が悪化していることから、特別会計として分離経理することの是非を問うべき段階に差し掛かっていると判断される。

#### 4 - 1 - 2 . フロー面における公共事業特別会計の財務状況

－ 一般会計受入比率をもとに －

次に、一般会計受入比率をもとに、フロー面における公共事業特別会計の財務状況を検討していこう。図4 - 1 - 2 ( 1 ) 及び図4 - 1 - 2 ( 2 ) は、公共事業特別会計の一般会計受入比率の推移を見たものである。これによると、相対的に港湾整備、治水、国営土

図4 - 1 - 2 ( 1 ) 公共事業特別会計の一般会計受入比率の推移

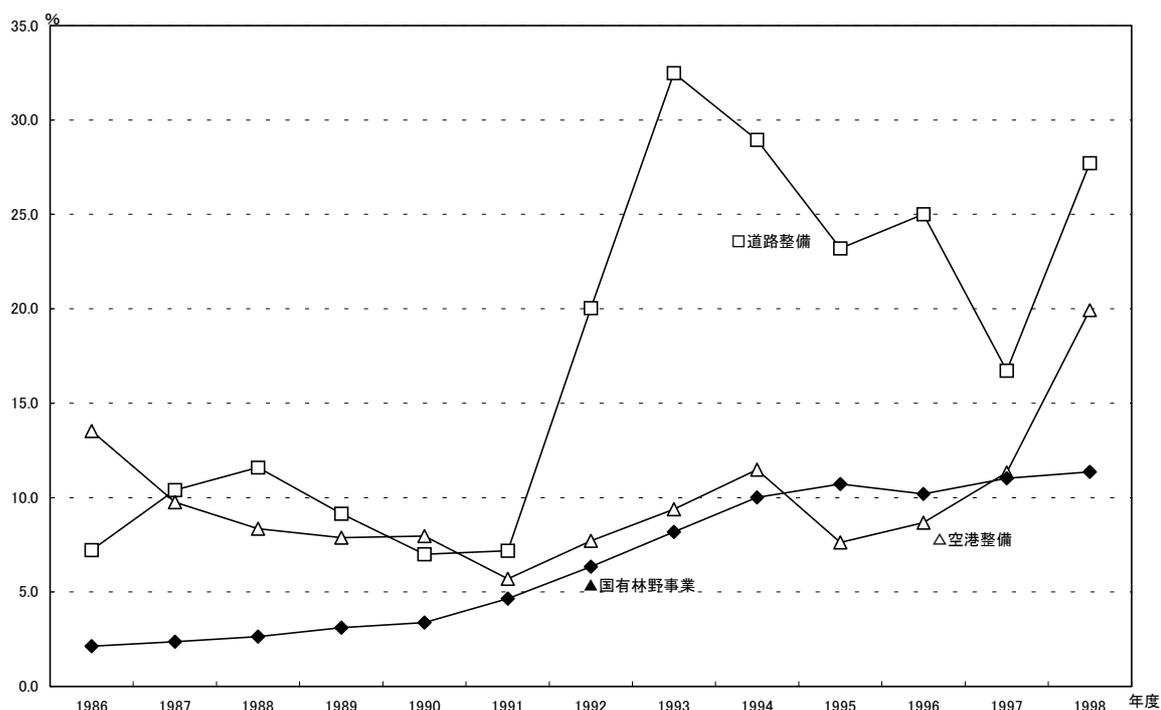
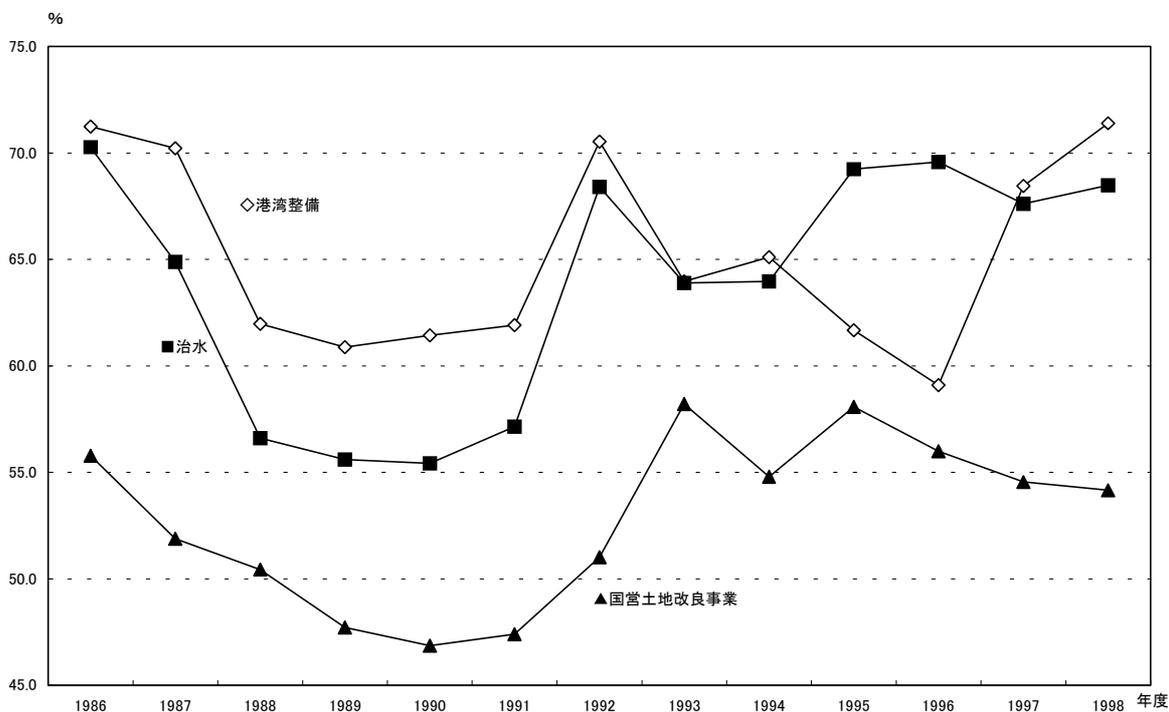


図 4 - 1 - 2 ( 2 ) 公共事業特別会計の一般会計受入比率の推移



地改良事業で一般会計受入比率が高く、道路整備、治水、国有林野事業で低い値となっている。また、その推移を見てみると、前者3つの事業では増減しており、後者3つの事業では1990年代以降、趨勢的に上昇している。

こうしたことを踏まえると、港湾整備、治水、国営土地改良事業については、もともと一般会計に大きく依存することで事業の存続が図られてきたと考えられ、フロー面における財務状況は適正とは言い難いと考えられる。一方、道路整備、治水、国有林野事業では、1990年代に入り、継続的に一般会計への依存度が高まってきており、フロー面における財務状況は悪化の度合いを強めていると考えられる。一般会計受入比率が相対的に高い事業、低い事業に関わらず、すべての公共事業特別会計において、一般会計と分離経理している根拠が希薄になってきていると判断される。

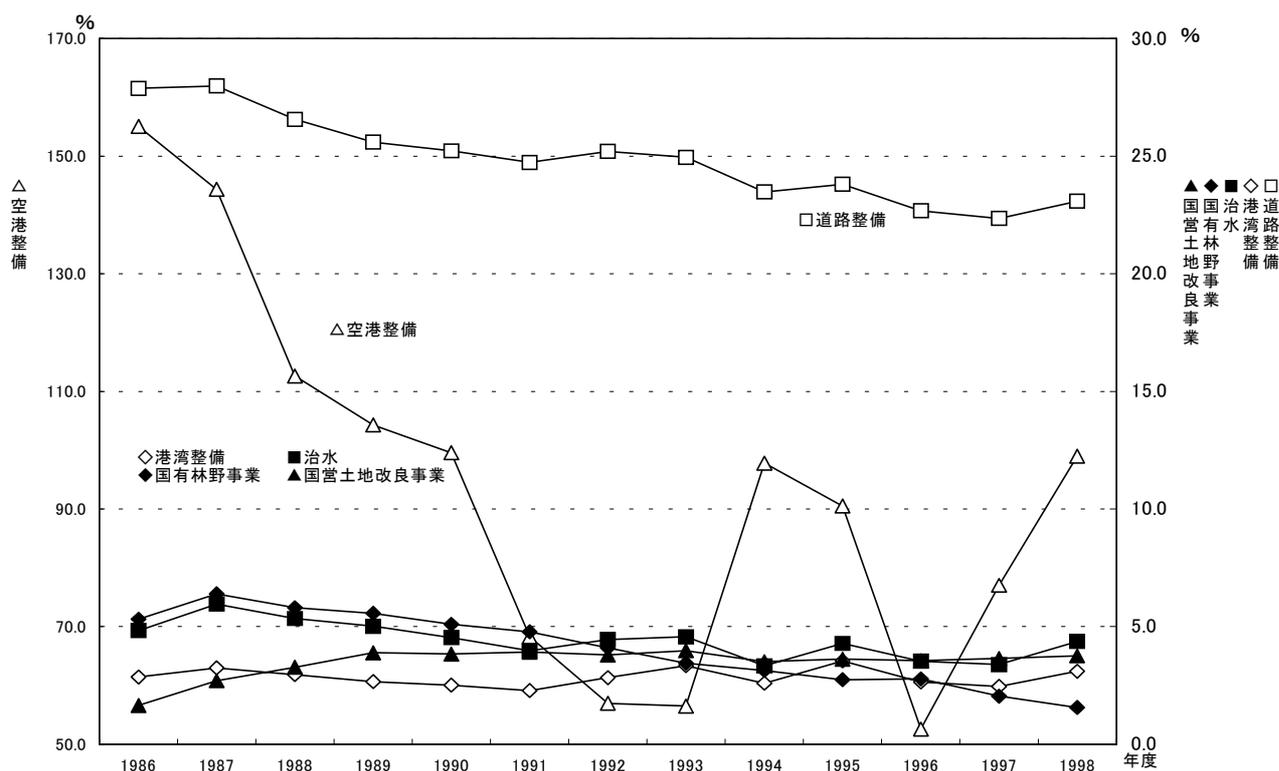
#### 4 - 1 - 3 . 公共事業特別会計のパフォーマンス

－ インフラ資産収入比率をもとに －

インフラ資産収入比率をもとに、公共事業特別会計のパフォーマンスを検証・評価して

いこう。道路整備、空港整備、国有林野事業の3事業については、特定財源として目的税、使用料収入、資産売却収入等、事業収入的な要素をもつ収入を有している。このことから、インフラ資産収入比率も、擬似的にそれぞれの事業のパフォーマンスを示唆するものと解釈できる。それら3事業のインフラ資産収入比率の推移を、図4-1-3をもとに見ていくと、3事業ともにその比率が趨勢的に低下している。空港整備においては、1986年度の155.1%から1996年度の52.6%とほぼ1/3に低下しており、国有林野事業では、1998年度のインフラ資産収入比率が1.6%と、すべての公共事業特別会計の中で最も低い値となっている。こうしたことから、これら3つの事業においては、収入増に結びつかない資産の形成が進んでおり、効率性という観点からは、意義の薄い事業が行なわれ続けていると判断される。

図4-1-3 公共事業特別会計のインフラ資産収入比率の推移



一方、港湾整備、治水、国営土地改良事業については、特定財源が建設工事に対する受益者（地方自治体、農家等）からの負担金収入であり、事業収入的なものがない。こうした負担金収入は、法律等（港湾法、土地改良法等）により、受益者の負担金の割合が定め

られているため、インフラ資産収入比率の分子である収入額は、建設工事額に応じてほぼ自動的に決まってくる。図4-3-1において、港湾整備、治水、国営土地改良事業の3事業のインフラ資産収入比率が安定的に推移しているのは、こうした背景によるものである。

したがって、インフラ資産収入比率の推移だけをもって、にわかに事業の効率性を判断することは難しい。ただし、この比率が安定していることは、事業自体の効率性に変動がないことを保証するものではなく、国の施策方針に負担金の拠出者が追従している可能性を示唆するものと解釈できる。

#### 4-2. 政策的含意

以上、公共事業特別会計に対する財務評価の結果を総括してきた。本稿を締めくくるにあたって、そうした財務評価から導かれる政策的含意として、以下の2点を指摘しておく。

まず、本稿で分析対象とした6つの公共事業を特別会計として分離経理しておくことの妥当性についてである。第2節でも述べたように、特別会計を設置するそもそもの趣旨は、財政の効率的運営を図ること、及び区分経理により経理を明確化し財務状況を容易に把握することである。第1番目の趣旨は、特別会計自体のパフォーマンスを確保することに、第2番目の趣旨は、財務状況を透明化してその水準を適正に保つことに、それぞれつながるものと考えられる。

しかしながら、本稿の財務評価から導かれた結果は、こうした趣旨から大きく外れるものと考えられる。すなわち、効率性に必ずしも結びつかない資産形成が行なわれていること、財務の健全性が継続的に損なわれていること、さらには一般会計に依存した財務体質に陥り、分離経理している根拠が乏しいこと等が指摘できるのである。特別会計制度が持つデメリットを考慮するならば、その廃止を含めた抜本的な改革が必要であると考えられる。

第2に、第1の点とも関連するが、特別会計の存続のみならず、公共事業そのもののあり方を見直す必要性についてである。財務面のみから判断する限り、いずれの公共事業も事業の有効性や妥当性を肯定することは難しい。1990年代に入り、財務の健全性が継続的に損なわれていること、あるいは一部の事業で効率性の低下が見られること等を踏まえれば、特別会計としての見直しにとどまらず、事業そのものをどうするのかについても徹底

した検討が行われなければならないと考えられる。

具体的には、すでに一般会計への依存度が高い港湾整備、治水、国営土地改良事業については、事業の安易な存続・拡大につながらないように、事業毎の効果を精査することが必要であると考えられる。とりわけ港湾整備事業は、近年純資産・正味財産比率がプラスからマイナスに転じており、財務体質の健全化という観点から、一般会計の安易な繰入につながらないように事業内容を十分注視していくことが必要である。

また、道路整備、空港整備については、現状、ストック面では財務状況が健全であるとはいえ、1990年代に入ってから財務状況が悪化しており、目的税や使用料収入という豊富な財源があることが、意味のない事業の存続・拡大につながっている可能性が高い。事業自体が歯止めなく拡大していくことのないよう、事業の費用対効果を十分精査していくとともに、効率的な供給を促す制度改革のあり方等も検討していくことが必要であろう。

さらに、近年、財務状況が著しく悪化している国有林野事業は、純資産・正味財産比率の大幅な低下、極めて低いインフラ資産収入比率など、収益事業としての存在意義が問われる状況にある。1998年度の『国有林野事業特別会計法』の改正によって、独立採算制を放棄したとはいえ、依然として環境保全目的と収益目的の2つの事業目的を付加することで、特別会計そのものの存続が図られている。財務状況の著しい悪化は明白な中、いたずらに収益事業を存続させるのは、将来的な国民負担を増やすだけに終わる可能性が高い。収益事業からの撤退及び環境保全事業への特化等を含めた、より抜本的な対策を講じるべきであると考えられる。

## 5. おわりに

本稿では、公共事業特別会計の財務分析によって、道路整備、港湾整備、空港整備、治水、国有林野事業、国営土地改良の6大公共事業の経済効果を検証・評価した。その結果、以下のような点が明らかとなった。

まず、いずれの公共事業も1990年代に入り、財務の健全性が損なわれ続けており、また、一般会計への依存度も、同じく1990年代に入り道路整備、空港整備、国有林野事業において上昇していることが確認された。また、事業活動の効率性という視点から見た場合、他の事業と比べると比較的財務状況が良好であった道路整備と空港整備についても、近年、そのパフォーマンスが低下していることが判明した。

本稿が分析対象とした特別会計制度には、第2節で指摘したような弊害 - 財源の偏在による資源配分の歪み、財務管理の不備によるチェック機能の低下、国家および財政当局による予算統制の形骸化 - がある。こうした弊害のもと、公共事業の肥大化、無尽蔵な拡大が起こっているかを検証・評価するという本稿の所期の目的は、1990年代からの財務指標の悪化を示し得たことで、おおむね達成されたといえよう。

社会資本が相対的に不足していた時代に、公共事業への機動的な資金投入を可能とした特別会計の存在は、重要なものであった。一般会計を通じた建設国債発行による公費の投入、税や使用料などの特定財源、財政投融资からの借入、地方自治体からの負担金などは、特別会計だからこそできる財源調達方法である。こうした多様な資金調達手段を持つ特別会計のもとで、日本の社会資本は着実に整備されていった。

しかしながら、財務指標が示すように、特別会計制度のもとで進められる現在の公共事業は、財務の「健全性」を損ない、事業活動としての「効率性」を保持し得ないものとなっている。2001年度末の国と地方の長期債務残高が666兆円、債務残高対GDP比が130%を超えてさらに悪化傾向にある中で、資産価値の乏しい公共事業を損字句させることにどれほどの意味があるのか、真剣な検討が加えられるべきである。

いずれにしても、将来の財政再建と財政構造改革の実行のためには、非効率な事業を廃止し、潜在成長力を高めかつ需要を創出する事業へと、事業内容の転換をはかるべきなのは間違いない。そのためには、公共事業特別会計に改革のメスを入れることが求められているといえよう。

最後に、残された課題を本稿とは異なる視点より述べておきたい。

本稿においては、予算措置に着目して主に財務面から特別会計の評価を行った。しかしながら、公共事業の「意味なき拡大」を立証するためには、本稿のような定量的評価に加えて、法律や長期計画といった公共事業を支えるその他の制度についても精査することが必要である。

多くの公共事業には根拠法があり、需要予測をもとにして長期計画が立てられている。公共事業の効果を議論するためには、根拠法が現在の整備状況や経済事情に見合ったものかを検討することや、長期計画に示される整備水準がナショナル・ミニマムの観点から妥当といえるのかといった困難な問題を扱わなければならない。こうした問題は、価値判断を要するためにわかには結論が出せないが、こうした面を検討することは、本稿の分析の精緻化に貢献すると考えられる。この点については、今後の研究課題としていきたい。

また、公共事業というときは、公共事業特別会計に関わる部分だけではなく、一般会計による公共事業や地方単独事業についても留意する必要がある。一般会計や特別会計が出資している特殊法人も、道路公団、新東京国際空港公団や関西国際空港のように社会資本を形成しているものがある。この点を考慮するならば、特別会計が出資している特殊法人や地方公共団体を連結した財務諸表を作成し、財務分析をすることも一つの手段である。この点についても、今後、研究を深めていく過程で改善を図っていきたい。

## 補論 - 特別会計財務諸表の構築方法 -

ここでは、特別会計のキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、資産負債増減計算書、損益計算書からなる特別会計財務諸表の構築方法についての詳細を述べる<sup>21</sup>。以下の解説では、財務諸表の勘定科目は[ ]、資料等に掲載されているデータ項目は「 」として区別して表記する。

### 1. キャッシュ・フロー計算書 (CF)

(A)歳入の部	(B)歳出の部
(1)租税収入	(11)経常支出
(2)料金収入	(12)地方補助
(3)負担金収入	(13)資本支出
(4)その他収入	(14)投資等
(5)償還金収入	(15)借入金利子償還費
(6)一般会計受入	(16)産業投資特別会計繰入
(7)借入金	
(8)産業投資特別会計受入	
(9)他特別会計(勘定)受入	
(10)剰余金受入	
歳入計	歳出計
	(C)キャッシュ・フロー収支

キャッシュ・フロー計算書は、『特別会計決算参照』における「収納済歳入額」及び「支出済歳出額」に掲載されている勘定科目を、款・項・目を表すコード番号を用いて上記の(1)から(16)の勘定科目に集計することによって計上している。

#### (A)歳入の部

特別会計の主な収入は(1)[租税収入]、(2)[料金収入]、(3)[負担金収入]である。ただし、これらの勘定科目は、特別会計がこれらの財源を保有している場合には計上されるが、そうでない場合には計上されない。

まず、特別会計における租税収入には、租税収入が直接に特別会計に配分される場合と、一般会計である所管省庁を経由して配分される場合とがある。キャッシュ・フロー計算書

<sup>21</sup> ただし、国有林野事業勘定の財務諸表は『特別会計決算参照』に貸借対照表と損益計算書が掲載されているため、その情報を基本的に利用している。ここでは主として、『特別会計決算参照』に貸借対照表と損益計算書が掲載されていない他の特別会計における財務諸表構築の手順について述べる。

の(1)[租税収入]には前者の金額のみを計上している。具体的には、道路整備特別会計は揮発油税を特定財源としており、キャッシュ・フロー計算書には(1)[租税収入]として揮発油税収入が計上される。一方、一般会計を経由して特別会計に繰り入れられる租税収入は、『特別会計決算参照』の「一般会計より受入」がそのまま(6)[一般会計受入]として計上される<sup>22</sup>。

なお、「一般会計より受入」には、建設国債発行対象の投資的経費と建設国債発行対象外の投資的経費に充てられる資金も含まれている。これらは『一般会計決算参照』の歳出「特別会計へ繰入」より、コード番号を用いることで分類することができる<sup>23</sup>。

(2)[料金収入]は、空港整備特別会計の「空港使用料収入」のように、空港使用料といった料金が特別会計の収入として規定されている場合に計上される。また、(3)[負担金収入]には、各特別会計における「地方公共団体工事負担金収入」など、特定の公共事業にともなう受益者負担金に相当する勘定科目が計上される。

その他に、(4)[その他収入]は「財産処分収入」「受託工事納付金収入」「雑収入」の合計、(5)[償還金収入]は「償還金収入」、(6)[一般会計受入]は「一般会計より受入」、(7)[借入金]は資金運用部特別会計からのフローの「借入金」、(8)[産業投資特別会計受入]は「産業投資特別会計より受入」、(9)[他特別会計(勘定)受入]は資金運用部特別会計と産業投資特別会計以外の特別会計もしくは勘定からの受入、(10)[剰余金受入]は「前年度剰余金受入」を計上している。

## (B)歳出の部

歳出の部では、『特別会計決算参照』における各特別会計の「支出済歳出額」を、コード番号を用いて(11)[経常支出]、(12)[地方補助]、(13)[資本支出]などに分類する<sup>24</sup>。ただし、「維持修繕費」と「事業調査費」については(13)[資本支出]から除外して(11)[経常支出]に算入する。

<sup>22</sup> ただし、後述される損益計算書の[租税収入]には一般会計を経由した部分についても合算することで事実上の税収入をすべて計上することになる。

<sup>23</sup> また、これらはさらに、特別会計自体への繰入部分と、特別会計を経由して地方自治体へ資金を配分する地方補助としての繰入部分とに分類することができる。前者は資産負債増減計算書の[一般会計受入累計額(建設国債発行対象)]と[一般会計受入累計額(建設国債発行非対象)]に計上され、後者は損益計算書の[経常費用]に計上されることになる。

<sup>24</sup> (12)[資本支出]に該当するデータは、5桁のコード番号のうち、経済性質別分類のコード番号が「20」(資本形成)かつ用途別分類が「4」(施設費)の項目とする。また、「825」のコード番号は地方への補助を示し、これらは特別会計が保有する資本の形成には向かわないことから(11)[地方補助]とする。

(14)[投資等]は「出資金」と「貸付金」の合計、(15)[借入金利子償還費]は『特別会計決算参照』において「国債整理基金特別会計へ繰入」とされる勘定科目を実体に則して名称変更している<sup>25</sup>。(16)[産業投資特別会計繰入]は、[歳入の部]の(8)[産業投資特別会計受入]に対応する項目であり、産業投資特別会計からの受入額の返済として「産業投資特別会計へ繰入」が計上される。残る項目については(10)[経常支出]とする。

### (C)キャッシュ・フロー収支

[歳入計]と[歳出計]との差によって算出される(C)[キャッシュ・フロー収支]は、『特別会計決算参照』の「歳入合計」と「歳出合計」との差に等しく、次年度に繰り越す剰余金を示している。

## 2. 貸借対照表 (B/S)

(A)資産の部	(B)負債の部
(a)流動資産	(6)債務負担
(1)現金預金	(7)借入金
(b)固定資産	(8)産業投資特別会計借入金
(2)インフラ資産	(9)退職給与引当金
(3)底地資産	(10)他会計繰入未済金
(4)行政財産	負債計
(5)投資等	<b>(C)正味財産の部</b>
	(11)一般会計受入累計額（建設国債対象）
	(12)一般会計受入累計額（建設国債非対象）
	(13)純資産
	正味財産計
資産計	負債・正味財産計

特別会計の貸借対照表における各勘定は、発生主義にもとづいて可能な限り時価による資産評価を行うことで計上される。

### (A)資産の部

(A)[資産の部]は(a)[流動資産]と(b)[固定資産]に分類される。

(a)[流動資産]には(1)[現金預金]を計上する。キャッシュ・フロー計算書の[キャッシュ・

<sup>25</sup> (15)[借入金利子償還費]には資金運用部特別会計からの借入金元本償還部分と利払い費が含まれており、前者は貸借対照表の[負債の部]にある[借入金]の減少項目、後者は損益計算書の費用項目である。

フロー収支]が(1)[現金預金]残高を表している。

次に、(b)[固定資産]は(2)[インフラ資産]、(3)[底地資産]、(4)[行政財産]、(5)[投資等]に分類される。

(2)[インフラ資産]は、各特別会計の公共事業の内容によって異なるが、推計方法は恒久棚卸法にしたがい、特別会計設立当初からの毎年度の投資額を積み立てる方法を採用する<sup>26</sup>。ただし、特別会計設立時の資本ストック評価額はゼロであると想定し、定額法による減価償却を考慮している。

また、国有林野事業は、『国有林野事業特別会計法』において発生主義にもとづく財務諸表の作成が定められており、したがって、国有林野事業勘定については、すでに財務諸表が作成されているため、基本的にそれらの勘定科目に準じた。ただし、国有林野事業勘定の(2)[インフラ資産]である立木竹の資産評価については、立木の市場価格である山元立木価格<sup>27</sup>の推移にもとづいて、『特別会計決算参照』にある国有林野事業の立木価格を再評価することで新たな立木資産額を貸借対照表に計上した。

(3)[底地資産]は道路整備特別会計のみ計上される固定資産である。(2)[インフラ資産]は道路の舗装部分などが該当するのに対し、(3)[底地資産]は道路用地部分の資産価値を計上する。道路ストック(2)[インフラ資産])の算出に際して、『特別会計決算参照』から得た道路資本形成費には、用地取得費とその取得のための補償費が含まれているため、それらを分離する必要がある。そこで、まず『道路統計年報』から算出した用地補償費比率<sup>28</sup>を用いて、それを道路資本形成費に乗じることで用地補償費を算出し、さらに『道路統計年報』から用地補償費に占める用地費の比率<sup>29</sup>を算出することで、用地補償費を[用地費]と[純用地補償費]とに区別した。用地費は[底地資産]を算出するために特別会計成立時より累計

<sup>26</sup> インフラ資産の推計の詳細については後述の付注を参照のこと。

<sup>27</sup> 「山林素地及び山元立木価格調」(財・日本不動産研究所)によれば、「都道府県で林業事情を最もよく反映するとみられる市町村(交通・運材とも不便な水源地帯を除く)約1,000を選定し、山元立木価格は杉・桧・松・薪炭材別の各3月末現在の価格について、市町村役場又は森林組合等に調査票を送付し回答を得た」調査による。山元立木価格は、「規格が末口径20~22cm、長さ3.65~4m程度の並丸太(利用材積という)について、最寄木材市場渡し素材価格から伐木・造材及び運搬費等の生産諸経費を差し引いた利用材積1m<sup>3</sup>当たり価格を採用」している。

<sup>28</sup> ここでは、『道路統計年報』における「道路街路事業費」に対する「用地補償費」の比率を用地補償費比率として定義した。「用地補償費」は『道路統計年報』では1970年度までしか遡って得ることができないので、それ以前の年度についてはその年度から5年間の用地補償費比率の平均値を用いることにした。

<sup>29</sup> 用地費については、先に算出した用地補償費に、『道路統計年報』における「用地補償費」と「用地費」との比率(以下、用地費比率)を乗じることによって導出した。ただし、「用地費」は『道路統計年報』では1979年度までしか遡って得られないため、それ以前の年度については、1979年以降の用地費比率からトレンドによって予測した。ただし、用地費比率が6割(0.6)に達したとき時点からその水準に固定した。

したものを[底地資産]とした。一方、[純用地補償費]は、損益計算書の(9)[経常費用]の一部として計上した。

(4)[行政資産]は『財政金融統計月報：国有財産特集』より各特別会計が保有する「土地」「立木竹」「建物」「工作物」「航空機」の各年度末におけるストック評価額が得られるので、これらの合計を(4)[行政財産]として計上する。

(5)[投資等]は、「政府出資金」「貸付金」「預託金」「その他の投資」から構成される<sup>30</sup>。

まず、『財政金融統計月報：国有財産特集』から、各特別会計の「普通財産」及び「政府出資金」の評価額を得ることができる。「普通財産」は「政府出資金」を含んでいるので、[その他の投資]は「普通財産」より[出資金]を差し引いた額として算出する。

つぎに、貸付金は『財政金融統計月報：国有財産特集』等の資料から直接得られないので、『特別会計決算参照』の歳出項目である「貸付金」から歳入項目である「償還金収入」を控除した額を特別会計設立時より積み立てることによって算出する。さらに、預託金についても同様に、各特別会計の資金運用部への預託金は、「預託金利子収入」と『財政金融統計月報：財政投融资特集』「資金運用部預託金及び貸付金利の推移」より得られる平均預託金金利を用いて、預託金残高を算出する。すなわち、以下のような関係が成立するので、

$$\text{「預託金収入」} = \text{平均預託金金利} \times \text{「預託金」残高}$$

預託金残高はつぎのように算出される。

$$\text{「預託金」残高} = \text{預託金収入} / \text{平均預託金金利}$$

以上より、「政府出資金」「貸付金」「預託金」「その他の投資」を合計した額として(5)[投資等]を算出できる。

## (B)負債の部

(B)[負債の部]は(6)[債務負担]、(7)[借入金]、(8)[産業投資特別会計借入金]、(9)[退職給与引当金]、(10)[他会計繰入未済金]によって構成される。

ここでは、次年度以降への繰越債務額が掲載されている『特別会計決算参照』「債務に関する計算書」から得られる「繰越債務負担」「国庫債務負担」「借入金」「他会計繰入未済金」を用いる。(6)[債務負担]は「繰越債務負担」と「国庫債務負担」の合計、(7)[借入金]は資金運用部特別会計からの「借入金」、(10)[他会計繰入未済金]は「他会計繰入未済金」を計

---

<sup>30</sup> ただし、各特別会計の貸借対照表の[投資等]には、[貸付金][預託金][その他の投資]を集計しまとめた値

上する。

(8)[産業投資特会借入金]は「産業投資特別会計より受入」から「産業投資特別会計へ繰入」を差し引いた額を特別会計の設立時より積み上げ計算することで計上できる。

(9)[退職給与引当金]は、仮にすべての公務員が退職した場合に、政府が支払うべき退職金要支給額として算定する。各特別会計の(9)[退職給与引当金]は、データの制約上、給与法職員と給与特例法職員（現業）に分けて計算している。

給与法職員については、勤続年数ごとの個人ベースの退職金要支給額を、勤続年数ごとの平均給与額に、該当する勤続年数の支給率を乗じることで算出する。『国家公務員給与等実態調査：報告書』より、給与法職員の勤続年数別の平均俸給額と国家公務員数のデータが得られる。支給率は『公務員給与便覧』にある国家公務員退職手当支給率一覧を使用する。ただし、勤続年数 25 年未満までは「自己都合退職」の支給率、勤続年数 25 年以上には「勸奨退職」の支給率を適用した。給与法職員の退職金要支給額（合計）は、個人ベースで勤続年数ごとの要退職支給額を算定し、それに勤続年数ごとの公務員数を乗じることで求めることができる。その際、公務員の「勤続年数」コーホートに 2～5 年の幅があるため、その場合は各年に同人数を仮定するなどの適当な処理をしている。各特別会計の(9)[退職給与引当金]は、上記の方法で算出した国家公務員の退職金要支給額を、各特別会計の予算定員で按分することで計算できる。ただし、ここでは一般会計や各特別会計の公務員の勤続年数の分布が同一であると仮定している。

一方、給与特例法職員（現業）については、勤続年数別の平均俸給額を得ることができないので、平均年齢と平均給与を用いて退職金要支給額を算出した。国有林野事業勘定の(9)[退職給与引当金]の算定はこの方法を用いている。このとき、平均給与は『特別会計決算参照』の「職員基本給」より算出した。

### (C)正味財産の部

(C)[正味財産の部]は(11)[一般会計受入累計額（建設国債対象）]、(12)[一般会計受入累計額（建設国債非対象）]、(13)[純資産]に分類される。

(11)[一般会計受入累計額（建設国債対象）]は、『一般会計決算参照』の「特別会計の繰入」のうち、建設国債発行対象の勘定科目（コード番号「1」）を特別会計の設立時より積

---

のみが計上されている。

み上げ計算をすることで得ることができる<sup>31</sup>。一方、(12)[一般会計受入累計額（建設国債非対象）]は、「特別会計の繰入」のうち、建設国債発行非対象の勘定科目（コード番号「2」）を積み上げ計算をすることで得ることができる。ただし、これらの「特別会計の繰入」に地方への補助が含まれている場合には、これを除外して積み上げる必要がある。そのため、キャッシュ・フロー計算書の[資本形成]と[地方補助]の比率で按分し、特別会計の資本形成として一般会計から受け入れている前者の部分を推計する。

(13)[純資産]は貸借対照表の恒等式にもとづいて算定される。

$$[\text{正味財産計}] = [\text{負債・正味財産計}] (= [\text{資産計}]) - [\text{負債計}]$$

$$(13)[\text{純資産}] = [\text{正味財産計}]$$

$$- (11)[\text{一般会計受入累計額（建設国債対象）}]$$

$$- (12)[\text{一般会計受入累計額（建設国債非対象）}]$$

(13)[純資産]とは、[資産計]から[負債計]を差し引いた[正味財産]のうち、一般会計に依存しない、特別会計の事業そのものによって生み出された正味財産を示している。

### 3．資産負債増減計算書

当期末と前期末の特別会計貸借対照表の各項目の差をとることで、当期の特別会計の資産負債増減計算書を得ることができる。

### 4．損益計算書（P/L）

(A)収益の部	(B)費用の部
(1)租税収入	(9)経常費用
(2)料金収入	(10)地方補助
(3)負担金収入	(11)減価償却費
(4)その他収入	(12)退職給与引当金繰入
(5)一般会計受入（租税収入と正味財産増加分を除く）	(13)債務負担
(6)他特別会計（勘定）受入	(14)剰余金繰入
(7)資産価値変動等	
(8)剰余金受入	
収益計	費用計
	<b>(C)正味財産増減</b>

特別会計の損益計算書の各勘定は、発生主義にもとづいて作成された貸借対照表、キャ

<sup>31</sup> ただし、1965年以前は建設国債が発行されていないため、すべて(12)[一般会計受入累計額（建設国債

ッシュ・フロー計算書ならびに資産負債増減計算書を用いて構築される。

#### (A)収益の部

(2)[料金収入]、(3)[負担金収入]、(4)[その他収入]、(6)[他特別会計(勘定)受入]、(8)[剰余金受入]はキャッシュ・フロー計算書の同項目と同じ金額を計上する。

(1)[租税収入]は、キャッシュ・フロー計算書の[一般会計受入]に含まれている、一般会計を経由して特別会計が受け入れる租税収入を抜き出して計上する。具体的には、道路整備特別会計は揮発油税や自動車重量税等、空港整備特別会計は航空機燃料税が相当する。

(5)[一般会計受入(租税収入と正味財産増加分を除く)]は、キャッシュ・フロー計算書の[一般会計受入]のうち、資産負債増減計算書の[一般会計受入累計額(建設国債対象)]と[一般会計受入累計額(建設国債非対象)]の額と先の租税収入を除外したものを計上する。この勘定科目は、[一般会計受入]のうち、特別会計の正味財産の増加に寄与する資本形成分以外の[一般会計受入]を計上している。

(7)[資産価値変動等]は、[収益計]から[費用計]を差し引いた(C)[正味財産増減]が資産負債増減計算書の[正味財産計]に一致するように計算される。この中には[インフラ資産]、[行政財産]の「土地」、[投資等]の物価変動分が含まれる。

#### (B)費用の部

(9)[経常費用]はキャッシュ・フロー計算書の[経常支出]と借入金利払い費などを合計したものである。キャッシュ・フロー計算書の[借入金利子償還費]には、資金運用部特別会計への借入金の元本償還と利払い費が含まれているため、これらを分離する必要がある。そこで、借入金の利払い費は、『特別会計決算参照』の「債務に関する計算書」の当期末と前期末の差額で元本償還部分を計算し、[借入金利子償還費]との差額をとることで計算した。

(10)[地方補助]はキャッシュ・フロー計算書の[地方補助]、(11)[減価償却費]は貸借対照表の資産を計上するために計算した各資産の[減価償却費]を集計したもの、さらに、(12)[退職給与引当金繰入]は貸借対照表における[退職給与引当金]の計算で算出したものを用いる。(13)[債務負担]は貸借対照表増減表の[債務負担]、(14)[剰余金繰入]はキャッシュ・フロー

---

対象) ]として積み上げることになる。

計算書の[キャッシュフロー収支]が該当する。

### (C)正味財産増減

(C)[正味財産増減]は貸借対照表増減表の[正味財産計]と金額が一致する。

付注．インフラ資産の推計について

ここでは貸借対照表に掲載する[インフラ資産]の推計について詳細に述べる。

ストックの形成に関わる災害復旧費を含む新規投資は、『特別会計決算参照』から特別会計による資本形成に充てられる項目をそれぞれ集計した。基本的には、インフラ資産へのフローの投資として、キャッシュ・フロー計算書の[資本支出]を利用することになる。

ただし、キャッシュ・フロー計算書の[資本支出]には、[行政財産]への投資が含まれているため、そのまま積み上げるとインフラ資産と[行政財産]に二重に資産が計上されてしまう。そこで、[行政財産]のうち、減価償却資産ではない「土地」「立木竹」については、『財政金融統計月報：国有財産特集』の年ごとのデータの差額をとることで、フローの投資額を推計する。「土地」は数量データが千 $m^2$ 単位で得られるため、毎年の土地単価を計算し、データの差額を投資額と物価上昇分に分ける。これらの投資額を集計し、[行政財産]への投資額を控除することで、インフラ資産を計算するためのフローの投資を得ることができる。

インフラ資産の推計には、PI法(Perpetual Inventory Method)を用いた。t年のストックは、基本的にt年から耐用年数分遡ったt-m年前の減価償却を考慮したフローをt年まで積み上げた値によって導出される。また、減価償却方法には定額法を採用する。定額法では、ストックとして積み上げられたある年の新規投資額と災害復旧費は、毎年1/耐用年数分ずつ減価していき、耐用年数経過後に消滅する<sup>32</sup>。

なお、各特別会計のインフラ資産と耐用年数については上の表にまとめている。耐用年数は『日本の社会資本』にもとづいている。空港整備特別会計では、『特別会計決算参照』からそれぞれのインフラ資産に対するフローの投資割合が容易に導出できないため、『日本の社会資本』より、建物：滑走路：機器=1：7：2の比率を用いて、フローの資本形成

---

<sup>32</sup> 残存率はゼロとしている。

額を按分した。

・各特別会計のインフラ資産と耐用年数

特別会計	インフラ資産と耐用年数
道路整備特別会計	道路：47年
港湾整備特別会計	港湾：49年
空港整備特別会計	建物：45年（10%） 滑走路：15年（70%） 機器：9年（20%）
治水特別会計	治水（堤防）：40年 ダム：80年 砂防ダム：47年 機械：7年 その他：49年
国営土地改良特別会計	35年（生産基盤整備：35年）

インフラ資産へのフローの投資を実質化するためのデフレータは、『日本の社会資本』より1953年度から1993年度までの1990暦年基準のデフレータを得ることができる。ただし、当該暦年のデフレータを3/4、その翌年のデフレータを1/4に加重平均することで、暦年基準を年度基準に変換した。1994年度以降のデフレータについては、『国民経済計算年報』の一般政府の「国内総資本形成」デフレータを基準にすることで推計された。

各年度のデフレータを使い、減価償却を考慮することでそれぞれの資産に対する[減価償却費]ならびに[減価償却累計額]を計算し、1985年度以降のインフラ資産の実質ストック評価額であるインフラ資産を貸借対照表項目として得ることができる。

ただし、[行政財産]の「建物」と「工作物」については、『財政金融統計月報：国有財産特集』においてすでに減価償却が考慮されているため、フローの投資額を正確に得ることができない。そのため、「建物」と「工作物」については、上述の手続きで計算されたインフラ資産の額から『財政金融統計月報：国有財産特集』の評価額を控除することで、[インフラ資産]と[行政財産]との重複の問題を可能な限り考慮した<sup>33</sup>。

<sup>33</sup> 「建物」「工作物」とインフラ資産の耐用年数に差がある場合、この処理では誤差を生じてしまうが、データの制約上やむを得ないこととした。

付属資料：特別会計財務諸表の対応関係と財務指標

1. キャッシュ・フロー計算書 (CF)：『特別会計決算参照』を集計して作成

歳入の部		歳出の部	
(1)租税収入	××××	(11)経常支出	××××
(2)料金収入	××××	(12)地方補助	××××
(3)負担金収入	××××	(13)資本支出	××××
(4)その他収入	××××	(14)投資等	××××
(5)償還金収入	××××	(15)借入金利子償還費	××××
(6)一般会計受入	××××	(16)産業投資特別会計繰入	××××
(7)借入金	××××		
(8)産業投資特別会計受入	××××		
(9)他特別会計(勘定)受入	××××		
(10)剰余金受入	××××		
歳入計(A)	××××	歳出計	××××
		キャッシュ・フロー収支	××××

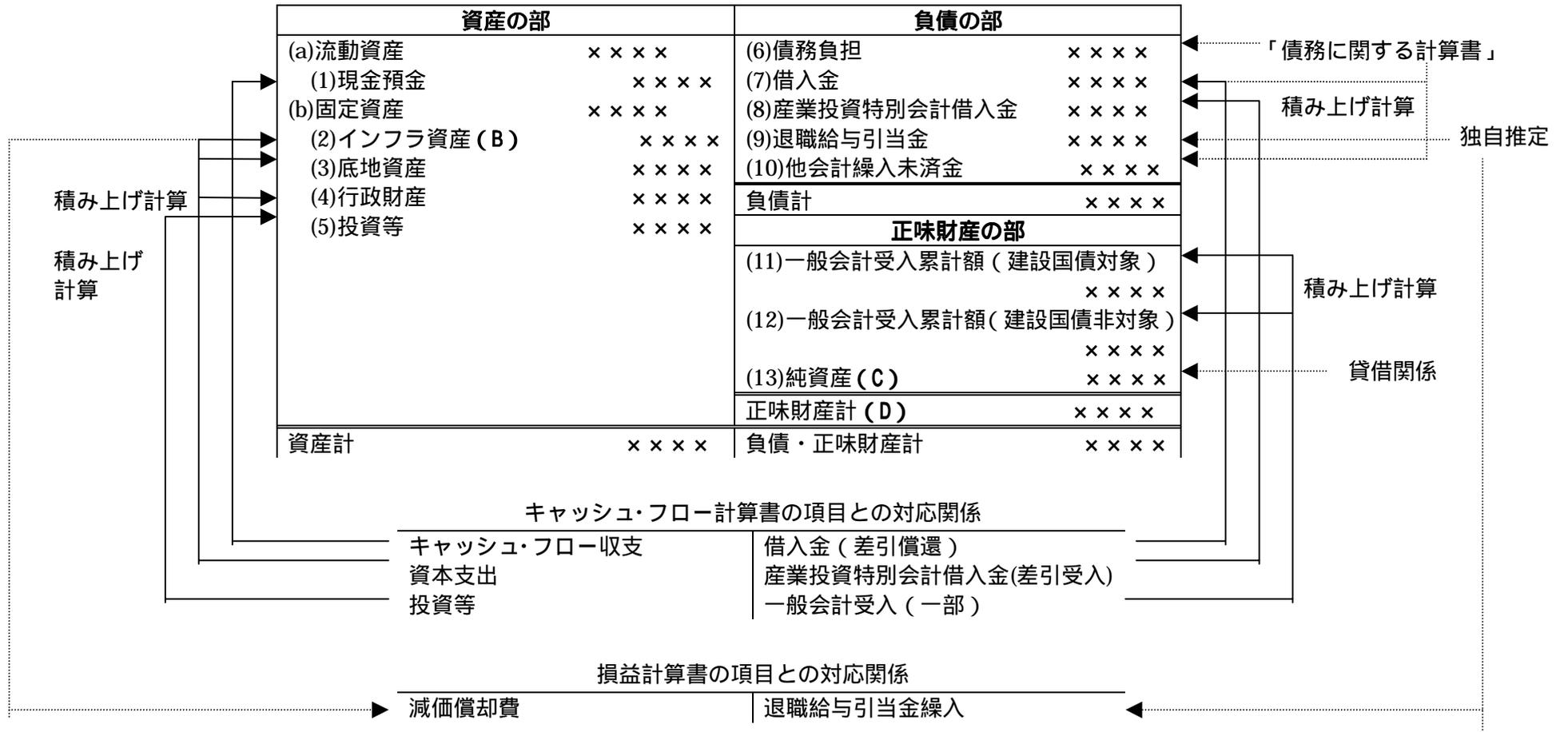
資産負債増減計算書の項目との対応関係

投資等(減少)	固定資産(減価償却を考慮)
一般会計受入累計額	投資等
借入金	借入金(減少)
産業投資特別会計借入金	産業投資特別会計借入金(減少)
	現金預金

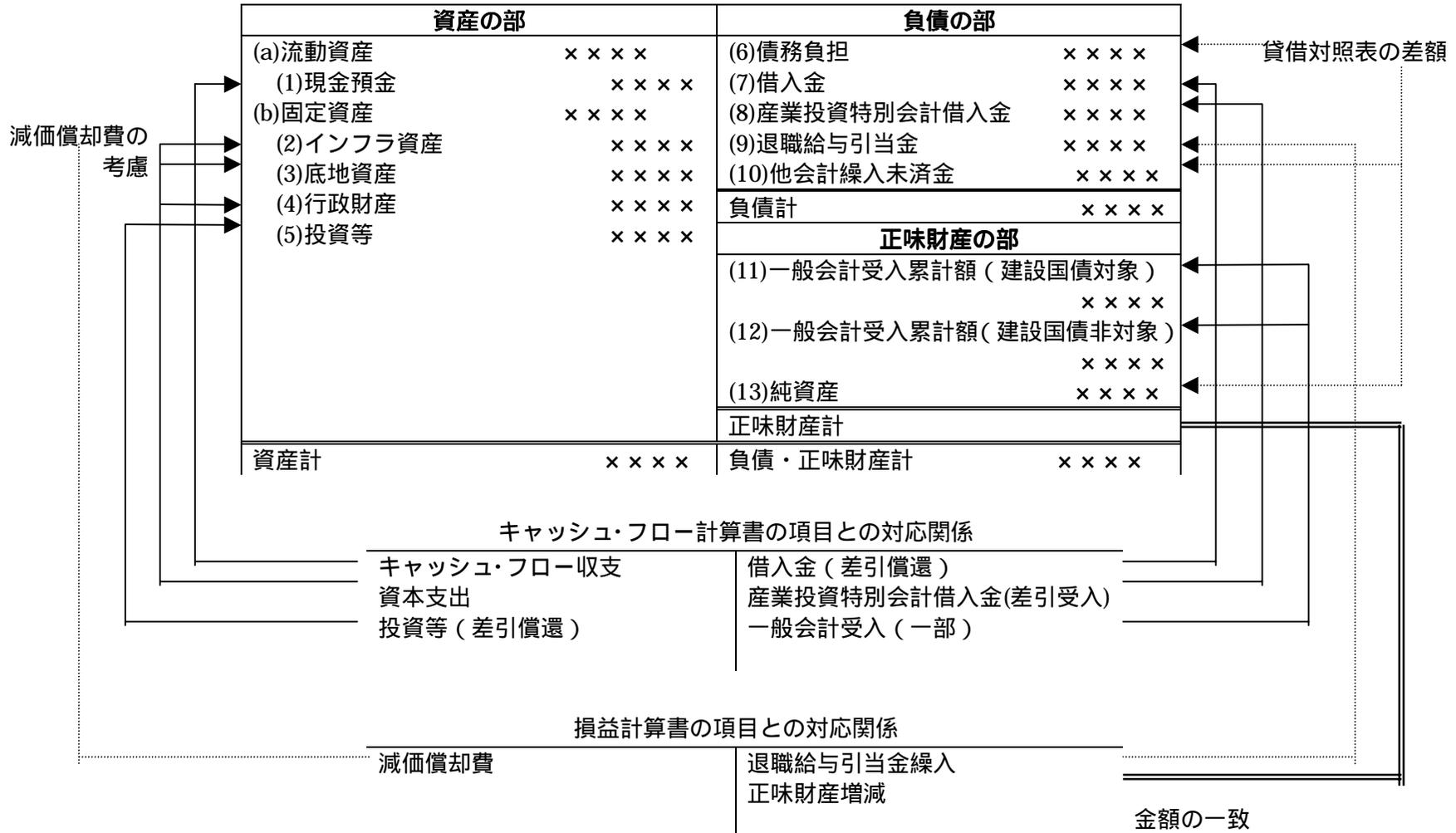
損益計算書の項目との対応関係

租税収入	経常費用
料金収入	地方補助
負担金収入	剰余金繰入
その他収入	
他特別会計(勘定)受入	
剰余金受入	

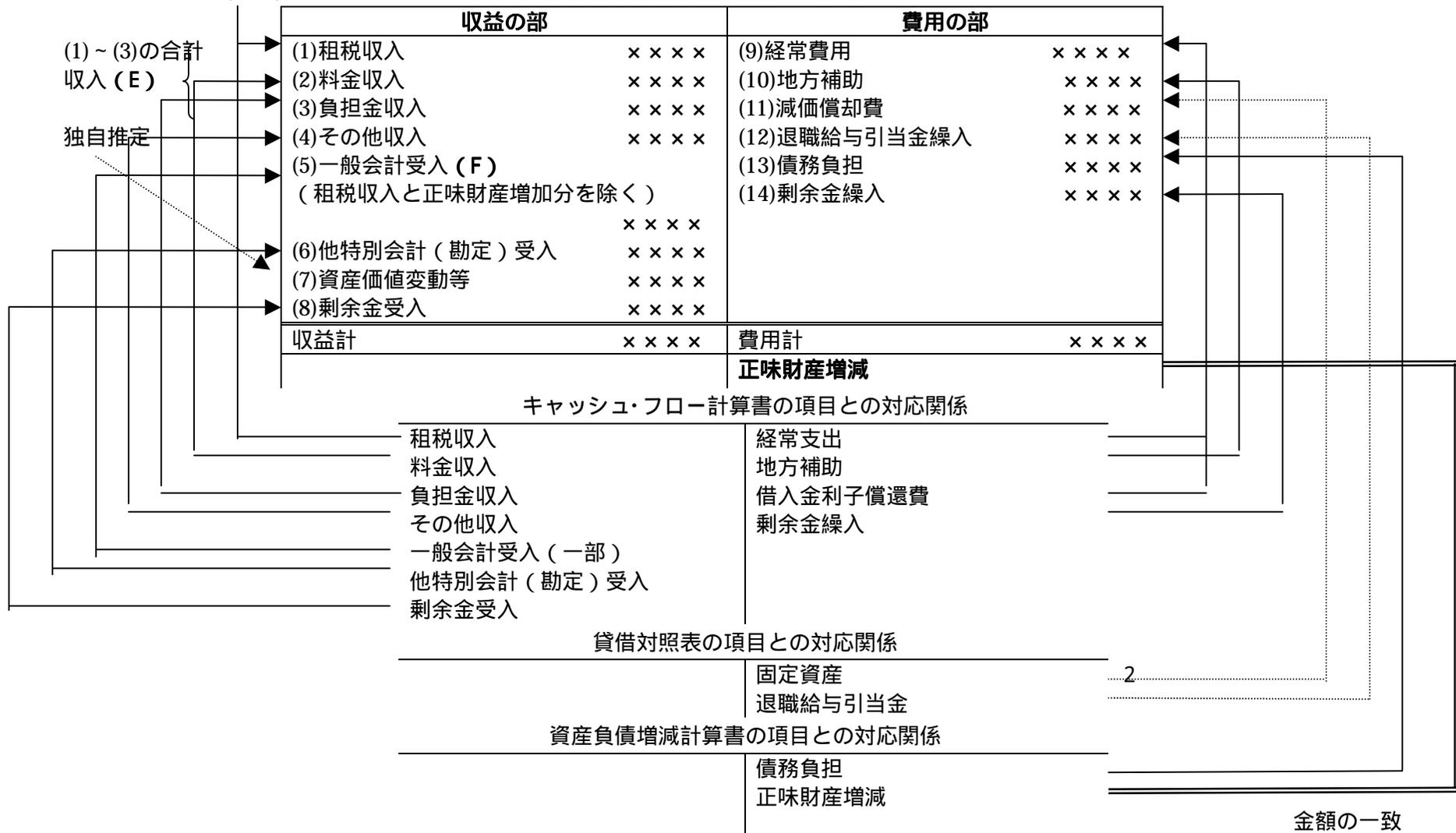
2. 貸借対照表 (B/S): ストック情報を集計または積み上げ計算して作成



3. 資産負債増減計算書：貸借対照表の前期末残高と当期末残高の差額



4. 損益計算書 (P/L): キャッシュ・フロー計算書と資産負債増減計算書より作成



## 5 . 財務指標

指標の意味	指標の定義	計算式
財務の健全性	貸借対照表の純資産 / 貸借対照表の正味財産	(C) / (D)
財務の一般会計依存度	損益計算書の一般会計受入 / キャッシュ・フロー計算書の歳入	(F) / (A)
活動の効率性	損益計算書の収入[(1)～(3)の合計] / インフラ資産	(E) / (B)

## 参考文献

赤木博文(1996)「生活基盤型社会資本整備と公共投資政策」『フィナンシャル・レビュー』第41号、pp.68-80。

浅子和美・坂本和典(1993)「政府資本の生産力効果」『フィナンシャル・レビュー』第26号、pp.97-101。

跡田直澄・赤井伸郎・鷲見英司・吉田有里(2000)『バランスシートで見る日本の財政 - 政策評価のための財務諸表の作成 - 』日本評論社(近刊)。

赤井伸郎(2001)「日本政府の家計簿チェック：財務面から政策を評価する(1)～(3)」『経済セミナー』第552号 - 第554号、日本評論社。

赤井伸郎・鷲見英司・田中宏樹(1999)『資産・負債からみた日本政府の財政状況の評価：発生主義に基づいた日本政府のバランスシートの作成』神戸商科大学経済研究所、研究資料 No.169。

荒井正吾・高橋文利・中条潮・藤井弥太郎・山内弘隆(1992)「わが国空港の基本的課題」『運輸と経済』第52巻第3号、pp.4-36。

飯嶋健司(1997)『図説 国有財産』財経詳報社。

五十嵐敬喜・小川明雄(1997)『公共事業をどうするか』岩波新書。

五十嵐敬喜・小川明雄(1999)『図解 公共事業のしくみ』東洋経済新報社。

石井薫・茅根聡(1993)『政府会計論』新世社。

今橋隆(1999)「道路整備における PFI の役割」『経営志林』No.35(4) pp.73-80。

今橋隆(1996)「道路財源制度の改善に関する一考察」『交通学研究』、pp.1-10。

- 岩本康志 (1990) 「日本の公共投資政策の評価について」『経済研究』Vol.41、No.3、pp.250-61。
- 運輸省(各年度版)『運輸白書』。
- 運輸省港湾局 (2000)『数字でみる港湾 2000』社団法人日本港湾協会。
- 大蔵省財政史室編『特別会計・政府関係機関・国有財産』東洋経済新報社 1995 年。
- 大住荘四郎 (1997)『入門 SNA』日本評論社。
- 大住荘四郎 (1999)『ニュー・パブリック・マネジメント』日本評論社。
- 大野隆男 (2000)『公共投資改革論』新日本出版社。
- 片山泰輔編著 (1999)『図解 国家予算のしくみ』東洋経済新報社。
- 瓦田太賀四 (1996)『公会計の基礎理論』清文社。
- 財団法人関西経済研究センター (1998)『国際競争下の拠点港湾に関する研究調査報告書』
- 財団法人関西経済研究センター (1999)『アジア物流と日本の港湾経営 - 国際競争下の拠点港湾に関する研究調査報告書』
- 菊池徹 (1999) 「空港整備計画と地方空港の発展」『運輸と経済』第 59 巻第 7 号、pp.20-27。
- 木田貴志 (2001) 「特別会計の経理処理の特徴とその比較 - 会計経理の明確化が求められる特別会計」『立法と調査』No.221、pp.11-17。
- 経済企画庁総合計画局編 (1998)『日本の社会資本』東洋経済新報社。
- 建設省(各年度版)『建設白書』。
- 建設省道路局 (1995) 「地方高規格道路路線指定の概要」『道路交通経済』No.71、pp.17-41。
- 建設省道路局 (1999)『道路ポケットブック』全国道路利用者会議。
- 「政府会計改革」研究プロジェクト (1999)『日本の政府部門の財務評価：accountability の欠如が招いた政府の債務超過の実態』PHP 総合研究所。
- 塩見英治 (1992) 「空港整備の基本的論点と政策課題」『運輸と経済』第 52 巻第 4 号、pp.32-38。
- 新谷洋二 (1985)『土木行政と関連制度』技報堂出版。
- 隅田一豊 (1998) 「港湾事業における財政基盤の強化と料金問題」『公営企業』98 年 11 月号、pp.2-9。
- 隅田一豊 (1999) 「港湾事業における能率の向上とアカウントビリティの改善 - 中枢港湾の国際的競争力の回復に向けて - 」『横浜経営研究』、No.19(4)、pp.1-20。
- 全国道路利用者会議 (2001)『道路行政』平成 12 年度版。

- 田中宏樹(1999)「日本の公共投資の経済評価 - ヘドニック・アプローチによる事業分野別投資便益の計測 - 」『フィナンシャル・レビュー』第52号、pp42-66。
- 田中宏樹(2001)『公的資本形成の政策評価』PHP 研究所。
- 「特別会計改革」研究プロジェクト(2001)『公共事業リセットプラン - 財政構造改革の盲点である特別会計にどう切り込むか - 』PHP 総合研究所。
- トラスト60社会資本整備研究会(1992)『社会資本整備と財源』技報堂出版。
- 中村洋一(1999)『SNA 統計入門』日本経済新聞社。
- 日比野光伸(1998)「地方分権と港湾経営」『港湾経済研究』No.36、pp.41-55。
- 三井清(2000)「社会資本の地域間・分野別配分について」『21世紀初頭の財政政策のあり方に関する研究会報告書』大蔵省財政金融研究所、pp.62-77。
- 三井清・井上順(1992)「社会資本の生産性に関する研究」郵政研究所ディスカッションペーパーシリーズNo.1992-04。
- 宮脇淳(1997)『図解 財政のしくみ』東洋経済新報社。
- 吉田堯躬(1990)『特別会計の諸問題 - 日本財政の盲点をさぐる』全国会計職員協会。
- 林野庁(各年度版)『林業白書』農林統計協会。
- 林野庁監修(1999)『国有林野事業の抜本的改革』日本林業調査会。

## 参考資料

- 大蔵省『特別会計決算参照』。
- 大蔵省『一般会計決算参照』。
- 大蔵省『財政金融統計月報：国有財産特集』。
- 大蔵省『財政金融統計月報：財政投融资特集』。
- 経済企画庁『国民経済計算年報』。
- 建設省『道路統計年報』。
- 財政調査会『國の予算』各年版。
- 人事院給与局『国家公務員給与等実態調査：報告書』。
- 人事院給与局『公務員給与便覧』。
- 財団法人日本不動産研究所『山林素地及び山元立木価格調』。

農林水産省『「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」』。

農林水産省『土地改良長期計画』。

農林水産省『農業総生産額及び生産農業所得』各年版。

林野庁『木材需給表』各年版。

付表 公共事業特別会計の財務諸表

- 1 . 1998 年度 公共事業特別会計財務諸表
- 2 . 各公共事業特別会計の財務諸表（要約版）
- 3 . 公共事業特別会計の財務諸表（1985 年度～1998 年度）

1. 1998年度 公共事業特別会計財務諸表 (単位 100万円)

キャッシュ・フロー計算書

自 1998年4月1日 至 1999年3月31日

	道路整備 特別会計	港湾整備 特別会計	空港整備 特別会計	治水特別 会計	国有林野 事業勘定	国営土地 改良事業 特別会計
歳入の部						
租税収入	665,400					
料金収入			227,535			
負担金収入	900,345	139,670	7,513	564,450		163,000
事業収入					45,905	
林野等売却収入					27,390	
その他収入	72,939	17,081	27,854	39,894	9,836	24,781
償還金収入	69,690	4,671	126	1,235		
一般会計受入	3,644,286	453,290	208,454	1,560,322	52,470	338,820
借入金	0		36,400		311,877	79,156
産業投資特別会計受入	87,046	1,707	0	38		
他特別会計(勘定)受入		1,417			14,046	
剰余金受入	454,327	17,060	77,462	112,217		19,902
歳入計	5,894,034	634,896	585,343	2,278,157	461,523	625,659
歳出の部						
経常支出	732,540	40,229	149,340	330,339	183,872	71,756
地方補助	2,201,486	202,759	35,031	572,801		
資本支出	1,784,474	341,905	194,869	1,088,388	40,215	384,018
投資等	578,531	7,474		65,085	38	
借入金利子償還費	5,974		71,173	0	237,044	149,574
産業投資特別会計繰入	28,924	2,234	0	1,235		
歳出計	5,331,928	594,601	515,499	1,992,802	461,131	605,348
キャッシュ・フロー収支	562,106	40,294	69,844	285,355	392	20,311

(注) 道路整備特別会計の租税収入は揮発油税の1/4部分である。

(注) 空港整備特別会計の料金収入は空港使用料収入である。

損益計算書

自 1998年4月1日 至 1999年3月31日

	道路整備 特別会計	港湾整備 特別会計	空港整備 特別会計	治水特別 会計	国有林野 事業勘定	国営土地 改良事業 特別会計
収入の部						
租税収入	2,676,400		91,814			
料金収入			227,535			
負担金収入	900,345	139,670	7,513	564,450		163,000
事業収入					45,905	
林野等売却収入					27,390	
その他収入	72,939	17,081	27,854	39,894	8,454	24,781
一般会計受入	901,999	168,772	17,418	535,014	20,138	
他特別会計(勘定)受入		1,417			14,046	
資産価値変動等	817,839	243,852	7,680	1,019,263	-353,700	159,589
一般会計債務移管金					2,784,621	
剰余金受入	454,327	17,060	77,462	112,217		19,902
収益計	5,823,849	587,852	457,275	2,270,839	2,546,853	367,272
費用の部						
経常費用	943,626	40,229	189,396	320,881	240,365	131,339
地方補助	2,201,486	202,759	35,031	572,801		
減価償却費	508,930	143,208	78,459	397,846	44,697	79,444
退職給与引当金繰入	3,963	399	483	386	-11,148	346
債務負担	422,138	68,226	-25,848	208,958	-17,229	-6,161
資産除却損					3,649	
剰余金繰入	562,106	40,294	69,844	285,355		20,311
費用計	4,642,249	495,115	347,366	1,786,228	260,333	225,279
正味財産増減	1,181,600	92,737	109,909	484,611	2,286,520	141,993

(注) 一般会計受入は租税収入と正味財産増加分を除いたものである。

(注) 道路整備特別会計の租税収入は揮発油税収入と自動車重量税等である。

(注) 道路整備特別会計の経常費用は純用地補償費を含む。

(注) 空港整備特別会計の租税収入は航空機燃料税である。

貸借対照表

1999年3月31日現在

	道路整備 特別会計	港湾整備 特別会計	空港整備 特別会計	治水特別 会計	国有林野 事業勘定	国営土地 改良事業 特別会計
資産の部						
(1)流動資産	562,106	40,294	69,844	285,355	15,564	20,311
現金預金	562,106	40,294	69,844	285,355	8,099	20,311
その他流動資産					7,465	
(2)固定資産	23,907,663	4,837,703	3,252,448	13,626,618	3,531,731	4,508,735
インフラ資産	15,495,294	4,636,279	254,614	13,403,732	2,936,109	4,480,141
底地資産	4,063,053					
行政財産	308,394	116,183	2,378,099	215,922	545,940	28,293
建設仮勘定					4,280	
投資等	4,040,922	85,241	619,735	6,964	45,403	301
その他固定資産						0
資産計	24,469,768	4,877,997	3,322,292	13,911,973	3,547,296	4,529,046
負債の部						
債務負担	2,185,649	178,892	63,969	1,051,633	51,348	201,261
借入金	28,699		1,028,590	0	1,076,377	1,174,597
産業投資特別会計借入金	865,588	41,506	0	12,807		
退職給与引当金	164,196	47,877	13,896	17,242	104,231	60,692
他会計繰入未済金						4,782
負債計	3,244,131	268,275	1,106,456	1,081,682	1,231,956	1,441,332
正味財産の部						
一般会計受入累計(建設国債対象)	6,181,030	4,626,183	863,599	14,526,357	376,832	4,511,279
一般会計受入累計(建設国債非対象)	753,475	109,369		15,897	57,516	97,593
一般会計債務移管金					2,784,621	
純資産	14,291,131	-125,830	1,352,237	-1,711,962	-903,629	-1,521,157
正味財産計	21,225,637	4,609,722	2,215,836	12,830,291	2,315,340	3,087,715
負債・正味財産計	24,469,768	4,877,997	3,322,292	13,911,973	3,547,296	4,529,046

(注)国有林野事業勘定のインフラ資産は市場価格調整後の立木竹である。

資産負債増減計算書

自 1998年4月1日 至 1999年3月31日

	道路整備 特別会計	港湾整備 特別会計	空港整備 特別会計	治水特別 会計	国有林野 事業勘定	国営土地 改良事業 特別会計
資産の部						
(1)流動資産	107,779	23,234	-7,618	173,138	-3,388	409
現金預金	107,779	23,234	-7,618	173,138	392	409
その他流動資産					-3,780	
(2)固定資産	1,553,366	137,601	100,111	519,621	-406,708	125,589
インフラ資産	752,227	134,829	-75,466	508,144	-404,430	124,945
底地資産	281,656					
行政財産	12,276	4	111,388	12,556	-1,394	567
建設仮勘定					-883	
投資等	507,206	2,767	64,190	-1,079	0	77
その他固定資産						-2
資産計	1,661,144	160,835	92,494	692,759	-410,096	125,998
負債の部						
債務負担	422,138	68,226	-25,848	208,958	-17,229	-5,279
借入金	-4,679		7,949	0	-2,668,238	-10,180
産業投資特別会計借入金	58,122	-527	0	-1,197		
退職給与引当金	3,963	399	483	386	-11,148	346
他会計繰入未済金						-882
負債計	479,545	68,098	-17,415	208,148	-2,696,616	-15,995
正味財産の部						
一般会計受入累計(建設国債対象)	731,288	284,518	99,223	1,024,513	32,332	338,820
一般会計受入累計(建設国債非対象)	0	0		795	0	0
一般会計債務移管金					2,784,621	
純資産	450,312	-191,781	10,686	-540,698	-530,432	-196,827
正味財産計	1,181,600	92,737	109,909	484,611	2,286,520	141,993
負債・正味財産計	1,661,144	160,835	92,494	692,759	-410,096	125,998



## 2. 各公共事業特別会計財務諸表（要約版）

### (1) 道路整備特別会計

#### キャッシュ・フロー計算書

歳入の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	歳出の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
租税収入	112,300	501,100	597,600	665,400	経常支出	479,389	503,685	673,898	732,540
負担金収入	391,493	572,058	770,246	900,345	地方補助	1,332,339	1,351,302	2,149,288	2,201,486
その他収入	102,937	95,559	75,998	72,939	資本支出	731,016	1,002,135	1,524,844	1,784,474
償還金収入	11,878	24,180	656,585	69,690	投資等	76,599	470,560	931,820	578,531
一般会計受入	1,788,720	1,762,145	3,270,500	3,644,286	借入金利子償還費	120,597	0	9,136	5,974
借入金	346,000	0	0	0	産業投資特別会計繰入	0	370	604,296	28,924
産業投資特別会計受入	0	396,870	682,426	87,046					
剰余金受入	25,059	101,247	249,366	454,327					
<b>歳入計</b>	<b>2,778,388</b>	<b>3,453,160</b>	<b>6,302,721</b>	<b>5,894,034</b>	<b>歳出計</b>	<b>2,739,940</b>	<b>3,328,052</b>	<b>5,893,282</b>	<b>5,331,928</b>
					キャッシュ・フロー収支	38,449	125,108	409,440	562,106

(注)租税収入は揮発油税の1/4部分である。

#### 損益計算書

収益の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	費用の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
租税収入	1,700,300	2,021,458	2,405,509	2,676,400	経常費用	539,898	590,724	829,851	943,626
負担金収入	391,493	572,058	770,246	900,345	地方補助	1,332,339	1,351,302	2,149,288	2,201,486
その他収入	102,937	95,559	75,998	72,939	減価償却費	226,817	319,978	429,563	508,930
一般会計受入	129,608	138,830	845,322	901,999	退職給与引当金繰入	3,808	1,054	2,855	3,963
資産価値変動等	146,246	629,013	807,128	817,839	債務負担	-18,022	55,128	505,747	422,138
剰余金受入	25,059	101,247	249,366	454,327	剰余金繰入	38,449	125,108	409,440	562,106
<b>収益計</b>	<b>2,495,644</b>	<b>3,558,165</b>	<b>5,153,569</b>	<b>5,823,849</b>	<b>費用計</b>	<b>2,123,289</b>	<b>2,443,294</b>	<b>4,326,743</b>	<b>4,642,249</b>
					正味財産増減	372,355	1,114,871	826,826	1,181,600

(注)租税収入は揮発油税と自動車重量税等である。経常費用は純用地補償費を含む。一般会計受入は租税収入と正味財産増加分を除いたものである。

参考 経常費用(支出)には以下の項目を含む	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
維持修繕費	170,536	199,553	326,335	419,940
維持修繕費(沖縄地方道含む)	179,524	205,848	327,457	420,340

## 貸借対照表

資産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末	負債・正味財産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末
(1)流動資産	38,449	125,108	409,440	562,106	債務負担	600,175	888,791	2,004,727	2,185,649
現金預金	38,449	125,108	409,440	562,106	借入金	346,000	0	53,838	28,699
(2)固定資産	10,052,696	15,299,550	19,817,481	23,907,663	産業投資特別会計借入金	0	1,265,387	682,417	865,588
インフラ資産	7,502,553	10,281,828	13,336,814	15,495,294	退職給与引当金	137,832	138,352	153,911	164,196
底地資産	1,284,535	2,026,217	3,295,141	4,063,053	負債計	1,084,007	2,292,529	2,894,893	3,244,131
行政財産	183,416	250,514	262,851	308,394	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	1,655,300	2,237,633	4,528,539	6,181,030
投資等	1,082,192	2,740,991	2,922,675	4,040,922	一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	103,775	753,475	753,475	753,475
					純資産	7,248,063	10,141,021	12,050,013	14,291,131
					正味財産計	9,007,138	13,132,129	17,332,027	21,225,637
資産計	10,091,145	15,424,658	20,226,920	24,469,768	負債・正味財産計	10,091,145	15,424,658	20,226,920	24,469,768

## 資産負債増減計算書

資産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	負債・正味財産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
(1)流動資産	13,390	23,861	160,074	107,779	債務負担	-18,022	55,128	505,747	422,138
現金預金	13,390	23,861	160,074	107,779	借入金	226,000	0	-6,714	-4,679
(2)固定資産	570,752	1,543,692	1,246,770	1,553,366	産業投資特別会計借入金	0	396,500	78,130	58,122
インフラ資産	385,098	761,829	728,363	752,227	退職給与引当金	3,808	1,054	2,855	3,963
底地資産	110,469	209,486	284,766	281,656	負債計	211,786	452,682	580,019	479,545
行政財産	6,208	48,146	-39,384	12,276	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	71,112	102,958	617,269	731,288
投資等	68,976	524,231	273,025	507,206	一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	0	0	0	0
					純資産	301,243	1,011,914	209,556	450,312
					正味財産計	372,355	1,114,871	826,826	1,181,600
資産計	584,141	1,567,553	1,406,844	1,661,144	負債・正味財産計	584,141	1,567,553	1,406,844	1,661,144

## (2) 港湾整備特別会計

## キャッシュ・フロー計算書

歳入の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	歳出の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
負担金収入	71,402	81,468	145,103	139,670	経常支出	48,535	44,293	74,819	40,229
その他収入	24,534	18,761	52,055	17,081	地方補助	122,259	108,481	210,304	202,759
償還金収入	2,227	2,389	33,610	4,671	資本支出	179,950	202,529	343,508	341,905
一般会計受入	254,314	255,906	482,042	453,290	投資等	2,306	53,758	44,968	7,474
産業投資特別会計受入	0	51,410	38,004	1,707	産業投資特別会計繰入	0	0	32,845	2,234
空港整備特別会計受入	1,196	1,492	1,557	1,417					
剰余金受入	3,325	5,161	29,201	17,060					
歳入計	356,997	416,587	781,570	634,896	歳出計	353,051	409,061	706,445	594,601
					キャッシュ・フロー収支	3,946	7,526	75,126	40,294

## 損益計算書

収益の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	費用の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
負担金収入	71,402	81,468	145,103	139,670	経常費用	48,535	44,293	74,819	40,229
その他収入	24,534	18,761	52,055	17,081	地方補助	122,259	108,481	210,304	202,759
一般会計受入	102,883	89,260	183,050	168,772	減価償却費	72,636	100,169	128,058	143,208
空港整備特別会計受入	1,196	1,492	1,557	1,417	退職給与引当金繰入	169	-526	-82	399
資産価値変動等	164,349	302,058	261,449	243,852	債務負担	-9,108	5,045	69,163	68,226
剰余金受入	3,325	5,161	29,201	17,060	剰余金繰入	3,946	7,526	75,126	40,294
収益計	367,688	498,201	672,413	587,852	費用計	238,437	264,987	557,387	495,115
					正味財産増減	129,251	233,214	115,026	92,737

(注)一般会計受入は正味財産増加分を除いたものである。

## 貸借対照表

資産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末	負債・正味財産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末
(1)流動資産	3,946	7,526	75,126	40,294	債務負担	34,698	40,314	172,595	178,892
現金預金	3,946	7,526	75,126	40,294	産業投資特別会計借入金	0	170,801	38,016	41,506
(2)固定資産	2,706,346	3,749,779	4,426,341	4,837,703	退職給与引当金	49,842	46,417	47,198	47,877
インフラ資産	2,616,349	3,471,765	4,252,310	4,636,279	負債計	84,540	257,531	257,809	268,275
行政財産	91,204	110,914	112,861	116,183	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	2,024,992	2,689,433	3,888,708	4,626,183
投資等	-1,208	167,100	61,170	85,241	一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	109,369	109,369	109,369	109,369
					純資産	491,391	700,972	245,581	-125,830
					正味財産計	2,625,752	3,499,774	4,243,657	4,609,722
資産計	2,710,292	3,757,306	4,501,467	4,877,997	負債・正味財産計	2,710,292	3,757,306	4,501,467	4,877,997

## 資産負債増減計算書

資産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	負債・正味財産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
(1)流動資産	621	2,365	45,925	23,234	債務負担	-9,108	5,045	69,163	68,226
現金預金	621	2,365	45,925	23,234	産業投資特別会計借入金	0	51,410	5,160	-527
(2)固定資産	119,690	286,777	143,341	137,601	退職給与引当金	169	-526	-82	399
インフラ資産	118,983	225,834	155,700	134,829	負債計	-8,940	55,928	74,240	68,098
行政財産	177	9,573	-24,115	4	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	151,431	166,646	298,992	284,518
投資等	531	51,370	11,756	2,767	一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	0	0	0	0
					純資産	-22,180	66,568	-183,965	-191,781
					正味財産計	129,251	233,214	115,026	92,737
資産計	120,311	289,142	189,266	160,835	負債・正味財産計	120,311	289,142	189,266	160,835

(3) 空港整備特別会計

キャッシュ・フロー計算書

歳入の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	歳出の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
空港使用料収入	131,836	163,322	214,210	227,535	経常支出	78,407	99,513	133,332	149,340
負担金収入	7,031	19,837	13,783	7,513	地方補助	35,755	15,082	53,865	35,031
その他収入	11,848	22,768	33,596	27,854	資本支出	103,225	172,377	313,481	194,869
償還金収入	307	325	222	126	投資等	19,097	57,144	10,831	65,085
一般会計受入	97,699	92,827	134,285	208,454	借入金利子償還費	23,415	5,709	40,820	71,173
借入金	25,700	38,900	165,000	36,400	産業投資特別会計繰入	0	0	0	0
産業投資特別会計受入	0	7,030	0	0					
剰余金受入	42,817	77,626	62,639	77,462					
歳入計	317,238	422,635	623,735	585,343	歳出計	259,898	349,825	552,329	515,499
					キャッシュ・フロー収支	57,340	72,810	71,406	69,844

損益計算書

収益の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	費用の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
租税収入	54,789	59,177	86,735	91,814	経常費用	78,589	105,252	168,892	189,396
空港使用料収入	131,836	163,322	214,210	227,535	地方補助	35,755	15,082	53,865	35,031
負担金収入	7,031	19,837	13,783	7,513	減価償却費	34,773	48,304	75,181	78,459
その他収入	11,848	22,768	33,596	27,854	退職給与引当金繰入	471	321	464	483
一般会計受入	10,692	2,454	6,852	17,418	債務負担	2,731	23,908	-102,514	-25,848
資産価値変動等	27,052	567,190	-374,141	7,680	剰余金繰入	57,340	72,810	71,406	69,844
剰余金受入	42,817	77,626	62,639	77,462					
収益計	286,066	912,374	43,673	457,275	費用計	209,659	265,677	267,294	347,366
					正味財産増減	76,407	646,697	-223,621	109,909

(注) 租税収入は航空機燃料税である。一般会計受入は租税収入と正味財産増加分を除いたものである。

参考 経常費用(支出)は以下の項目を含む	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
維持修繕費	1,488	1,977	2,846	3,542
借入金利子	115	5,709	33,516	42,722

## 貸借対照表

資産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末	負債・正味財産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末
(1)流動資産	57,340	72,810	71,406	69,844	債務負担	19,480	82,929	168,250	63,969
現金預金	57,340	72,810	71,406	69,844	借入金	25,700	146,100	888,068	1,028,590
(2)固定資産	962,695	2,089,393	3,012,241	3,252,448	産業投資特別会計借入金	0	21,104	0	0
インフラ資産	141,168	372,420	611,228	254,614	退職給与引当金	8,844	9,825	12,523	13,896
行政財産	708,570	1,448,486	1,857,440	2,378,099	負債計	54,024	259,958	1,068,841	1,106,456
投資等	112,957	268,487	543,573	619,735	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	341,029	456,737	673,431	863,599
					純資産	624,983	1,445,508	1,341,374	1,352,237
					正味財産計	966,012	1,902,245	2,014,805	2,215,836
資産計	1,020,036	2,162,203	3,083,646	3,322,292	負債・正味財産計	1,020,036	2,162,203	3,083,646	3,322,292

## 資産負債増減計算書

資産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	負債・正味財産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
(1)流動資産	14,523	-4,816	8,767	-7,618	債務負担	2,731	23,908	-102,514	-25,848
現金預金	14,523	-4,816	8,767	-7,618	借入金	2,400	38,900	157,696	7,949
(2)固定資産	67,486	721,671	-176,743	100,111	産業投資特別会計借入金	0	7,030	0	0
インフラ資産	16,271	129,082	263,434	-75,466	退職給与引当金	471	321	464	483
行政財産	32,225	519,303	-385,045	111,388	負債計	5,602	70,158	55,646	-17,415
投資等	18,990	73,286	-55,132	64,190	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	32,217	31,196	40,698	99,223
					純資産	44,190	615,501	-264,320	10,686
					正味財産計	76,407	646,697	-223,621	109,909
資産計	82,009	716,855	-167,975	92,494	負債・正味財産計	82,009	716,855	-167,975	92,494

(4) 治水特別会計

キャッシュ・フロー計算書

歳入の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	歳出の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
負担金収入	291,491	386,145	492,802	564,450	経常支出	212,793	254,065	309,097	330,339
その他収入	38,443	45,828	40,160	39,894	地方補助	421,758	341,279	624,333	572,801
償還金収入	0	0	15,390	1,235	資本支出	527,223	638,478	996,334	1,088,388
一般会計受入	832,177	811,032	1,464,619	1,560,322	投資等	0	172,507	15,372	38
産業投資特別会計受入	0	171,873	15,372	38	借入金利子償還費	3,289	547	0	0
剰余金受入	22,079	48,454	86,945	112,217	産業投資特別会計繰入	0	0	15,390	1,235
歳入計	1,184,189	1,463,332	2,115,290	2,278,157	歳出計	1,165,063	1,406,877	1,960,527	1,992,802
					キャッシュ・フロー収支	19,126	56,455	154,762	285,355

損益計算書

収益の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	費用の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
負担金収入	291,491	386,145	492,802	564,450	経常費用	208,270	247,654	301,751	320,881
その他収入	38,443	45,828	40,160	39,894	地方補助	421,758	341,279	624,333	572,801
一般会計受入	367,894	280,681	561,709	535,014	減価償却費	175,586	256,429	344,947	397,846
資産価値変動等	529,008	850,604	757,109	1,019,263	退職給与引当金繰入	385	75	287	386
剰余金受入	22,079	48,454	86,945	112,217	債務負担	10,456	9,685	203,062	208,958
収益計	1,248,914	1,611,712	1,938,726	2,270,839	剰余金繰入	19,126	56,455	154,762	285,355
					費用計	835,582	911,578	1,629,143	1,786,228
					正味財産増減	413,332	700,134	309,583	484,611

(注)一般会計受入は正味財産増加分を除いたものである。

参考 経常費用(支出)は以下の項目を含む	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
維持修繕費	49,510	66,203	101,854	124,968
修繕費補助	2,096	2,566	3,412	3,529

## 貸借対照表

資産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末	負債・正味財産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末
(1)流動資産	19,126	56,455	154,762	285,355	債務負担	381,442	470,129	954,691	1,051,633
現金預金	19,126	56,455	154,762	285,355	借入金	6,156	75	0	0
(2)固定資産	6,604,958	9,917,055	12,162,613	13,626,618	産業投資特別会計借入金	0	555,789	15,378	12,807
インフラ資産	6,465,475	9,208,106	11,930,440	13,403,732	退職給与引当金	14,929	14,828	16,280	17,242
行政財産	136,168	154,481	220,830	215,922	<b>負債計</b>	<b>402,527</b>	<b>1,040,822</b>	<b>986,349</b>	<b>1,081,682</b>
投資等	3,316	554,468	11,342	6,964	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	5,659,898	7,780,191	11,828,120	14,526,357
					一般会計受入計額(建設国債非対象)	7,377	10,128	13,596	15,897
					<b>純資産</b>	<b>554,282</b>	<b>1,142,369</b>	<b>-510,691</b>	<b>-1,711,962</b>
					<b>正味財産計</b>	<b>6,221,557</b>	<b>8,932,689</b>	<b>11,331,025</b>	<b>12,830,291</b>
<b>資産計</b>	<b>6,624,084</b>	<b>9,973,510</b>	<b>12,317,375</b>	<b>13,911,973</b>	<b>負債・正味財産計</b>	<b>6,624,084</b>	<b>9,973,510</b>	<b>12,317,375</b>	<b>13,911,973</b>

## 資産負債増減計算書

資産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	負債・正味財産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
(1)流動資産	-2,953	8,001	67,817	173,138	債務負担	10,456	9,685	203,062	208,958
現金預金	-2,953	8,001	67,817	173,138	借入金	-2,688	-518	0	0
(2)固定資産	424,438	873,248	445,096	519,621	産業投資特別会計借入金	0	171,873	-18	-1,197
インフラ資産	433,445	693,349	438,475	508,144	退職給与引当金	385	75	287	386
行政財産	-8,528	6,500	8,709	12,556	<b>負債計</b>	<b>8,153</b>	<b>181,115</b>	<b>203,330</b>	<b>208,148</b>
投資等	-479	173,400	-2,088	-1,079	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	463,703	529,611	902,180	1,024,513
					一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	579	740	730	795
					<b>純資産</b>	<b>-50,950</b>	<b>169,783</b>	<b>-593,328</b>	<b>-540,698</b>
					<b>正味財産計</b>	<b>413,332</b>	<b>700,134</b>	<b>309,593</b>	<b>484,611</b>
<b>資産計</b>	<b>421,485</b>	<b>881,250</b>	<b>512,913</b>	<b>692,759</b>	<b>負債・正味財産計</b>	<b>421,485</b>	<b>881,250</b>	<b>512,923</b>	<b>692,759</b>

(5) 国有林野事業特別会計（国有林野事業勘定）

キャッシュ・フロー計算書

歳入の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	歳出の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
事業収入	163,401	192,187	97,373	45,905	経常支出	310,199	307,867	237,750	183,872
林野等売却収入	113,214	76,495	54,782	27,390	資本支出	58,570	52,527	43,323	40,215
その他収入	7,077	10,910	12,212	9,836	借入金利子償還費	158,308	215,964	283,645	237,044
一般会計受入	11,549	19,421	57,301	52,470					
借入金	237,000	264,000	296,900	311,877					
治山勘定受入	9,577	12,188	15,922	14,046					
歳入計	541,818	575,202	534,491	461,523	歳出計	527,077	576,358	564,718	461,131
					キャッシュ・フロー収支	14,742	-1,155	-30,227	392

損益計算書

収益の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	費用の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
事業収入	163,401	192,187	97,373	45,905	経常費用	345,509	362,225	338,488	240,365
林野等売却収入	113,214	76,495	54,782	27,390	減価償却費	54,911	51,467	46,663	44,697
その他収入	30,464	-7,839	9,895	8,454	退職給与引当金繰入	-3,944	-16,877	-24,290	-11,148
一般会計受入	1,603	7,278	19,805	20,138	債務負担	1,325	1,143	7,461	-17,229
治山勘定受入	9,577	12,188	15,922	14,046	資産除却損	6,249	5,518	4,557	3,649
資産価値変動等	-119,922	154,531	-145,139	-353,700					
一般会計債務移管金	0	0	0	2,784,621					
収益計	198,338	434,841	52,639	2,546,853	費用計	404,050	403,476	372,879	260,333
					正味財産増減	-205,713	31,365	-320,240	2,286,520

(注)一般会計受入は正味財産増加分を除いたものである。

## 貸借対照表

資産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末	負債・正味財産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末
(1)流動資産	117,785	125,768	40,562	15,564	債務負担	29,781	44,943	71,145	51,348
現金預金	37,537	49,391	13,748	8,099	借入金	1,514,006	2,251,093	3,330,823	1,076,377
その他流動資産	80,249	76,376	26,814	7,465	退職給与引当金	274,894	241,958	153,069	104,231
(2)固定資産	3,746,171	4,410,187	4,163,092	3,531,731	負債計	1,818,681	2,537,995	3,555,037	1,231,956
インフラ資産	3,071,261	3,771,861	3,547,839	2,936,109	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	77,149	123,053	272,951	376,832
行政財産	624,028	589,647	567,142	545,940	一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	57,516	57,516	57,516	57,516
建設仮勘定	5,440	3,262	2,703	4,280	一般会計債務移管金	0	0	0	2,784,621
投資等	45,403	45,403	45,403	45,403	純資産	1,910,610	1,817,391	318,150	-903,629
その他固定資産	40	14	5	0	正味財産計	2,045,275	1,997,960	648,617	2,315,340
資産計	3,863,956	4,535,955	4,203,654	3,547,296	負債・正味財産計	3,863,956	4,535,955	4,203,654	3,547,296

(注)インフラ資産は立木竹であり、市場価格調整後のストック評価額を計上している。

## 資産負債増減計算書

資産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	負債・正味財産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
(1)流動資産	35,799	-24,027	-36,615	-3,388	債務負担	1,325	1,143	7,461	-17,229
現金預金	14,742	-1,155	-30,227	392	借入金	179,045	178,514	187,902	-2,668,238
その他流動資産	21,057	-22,872	-6,388	-3,780	退職給与引当金	-3,944	-16,877	-24,290	-11,148
(2)固定資産	-65,086	218,173	-112,551	-406,708	負債計	176,426	162,780	171,074	-2,696,616
インフラ資産(立木竹)	-56,140	227,237	-109,092	-404,430	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	9,946	12,143	37,496	32,332
行政財産	-10,050	-8,661	-2,632	-1,394	一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	0	0	0	0
建設仮勘定	1,110	-391	-825	-883	一般会計債務移管金	0	0	0	2,784,621
投資等	0	0	0	0	純資産	-215,659	19,222	-357,736	-530,432
その他固定資産	-5	-12	-2	-2	正味財産計	-205,713	31,365	-320,240	2,286,520
資産計	-29,287	194,145	-149,166	-410,096	負債・正味財産計	-29,287	194,145	-149,166	-410,096

## (6) 国営土地改良事業特別会計

## キャッシュ・フロー計算書

歳入の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	歳出の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
負担金収入	27,467	104,965	137,548	163,000	経常支出	30,991	42,748	56,122	71,756
その他収入	15,192	15,524	18,856	24,781	資本支出	269,856	299,588	431,022	384,018
一般会計受入	204,141	224,855	370,667	338,820	借入金利子償還費	60,535	121,573	130,656	149,574
借入金	116,707	119,592	91,730	79,156					
剰余金受入	2,477	15,011	19,385	19,902					
歳入計	365,984	479,947	638,186	625,659	歳出計	361,382	463,909	617,800	605,348
					キャッシュ・フロー収支	4,602	16,037	20,386	20,311

## 損益計算書

収益の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	費用の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
負担金収入	27,467	104,965	137,548	163,000	経常費用	76,908	102,257	121,099	131,339
その他収入	15,192	15,524	18,856	24,781	減価償却費	66,274	142,628	99,226	79,444
資産価値変動等	225,849	347,994	265,283	159,589	退職給与引当金繰入	28,852	763	850	346
剰余金受入	2,477	15,011	19,385	19,902	債務負担	23,907	-9,598	65,412	-6,161
					剰余金繰入	4,602	16,037	20,386	20,311
収益計	270,985	483,494	441,072	367,272	費用計	200,542	252,086	306,973	225,279
					正味財産増減	70,442	231,408	134,099	141,993

## 貸借対照表

資産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末	負債・正味財産の部	1986年度末	1990年度末	1995年度末	1998年度末
(1)流動資産	4,602	16,037	20,386	20,311	債務負担	82,663	93,531	175,742	201,261
現金預金	4,602	16,037	20,386	20,311	借入金	718,049	1,032,670	1,152,963	1,174,597
(2)固定資産	1,693,635	2,857,504	3,967,159	4,508,735	退職給与引当金	52,822	54,589	60,230	60,692
インフラ資産	1,667,042	2,829,281	3,941,038	4,480,141	他会計繰入未済金	6	1,375	6,699	4,782
行政財産	26,529	28,140	25,975	28,293	負債計	853,539	1,182,165	1,395,633	1,441,332
投資等	64	83	146	301	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	1,062,412	1,983,681	3,474,825	4,511,279
					一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	97,593	97,593	97,593	97,593
					純資産	-319,704	-389,898	-980,506	-1,521,157
					正味財産計	840,300	1,691,376	2,591,912	3,087,715
資産計	1,698,237	2,873,541	3,987,545	4,529,046	負債・正味財産計	1,693,840	2,873,541	3,987,545	4,529,046

## 資産負債増減計算書

資産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度	負債・正味財産の部	1986年度	1990年度	1995年度	1998年度
(1)流動資産	2,125	1,026	1,001	409	債務負担	23,905	-10,153	61,140	-5,279
現金預金	2,125	1,026	1,001	409	借入金	97,986	57,960	26,417	-10,180
(2)固定資産	223,459	279,507	225,776	125,589	退職給与引当金	28,852	763	850	346
インフラ資産	202,587	278,936	231,029	124,945	他会計繰入未済金	1	555	4,272	-882
行政財産	20,862	639	-5,262	567	負債計	150,744	49,125	92,678	-15,995
投資等	10	-68	9	77	一般会計受入累計額 (建設国債対象)	204,141	224,855	370,667	338,820
					一般会計受入累計額 (建設国債非対象)	0	0	0	0
					純資産	-133,698	6,554	-236,568	-196,827
					正味財産計	70,442	231,408	134,099	141,993
資産計	225,584	280,533	226,777	125,998	負債・正味財産計	221,186	280,533	226,777	125,998